

平成 2 9 年 1 2 月 4 日

アウガ問題調査特別委員会会議概要

委員長 丸 野 達 夫

副委員長 山 脇 智

1 開催日時 平成29年12月4日（月曜日）午前10時～午後5時6分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 案件

- 1 証人尋問について
- 2 その他

○出席委員

委員長	丸野達夫	委員	長谷川章悦
副委員長	山脇智	委員	藤原浩平
委員	中村美津緒	委員	仲谷良子
委員	木戸喜美男	委員	秋村光男
委員	里村誠悦	委員	赤木長義

○欠席委員

なし

○証人

川田清明氏（有限会社アクティブワークス 代表取締役）
野呂周生氏（元青森駅前再開発ビル株式会社 契約職員）
木村勝治氏（元青森駅前再開発ビル株式会社 常務取締役）

○事務局出席職員氏名

議会事務局長	木浪龍太	議事調査課主査	山内克昌
議会事務局次長	八木澤透	議事調査課主査	柴田聡
議事調査課長	齋藤賢剛	議事調査課主査	花田昌
議事調査課副参事	横内英雄	議事調査課主事	高木涉

○丸野達夫委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから、アウガ問題調査特別委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の案件表に従い会議を進めてまいります。

傍聴人に申し上げます。携帯電話その他音声等を発する機器の電源をお切りくださいますよう御協力をお願いいたします。

また、証人が証言を行う上で支障があると判断した場合は、青森市議会委員会条例第19条第2項の規定により、委員長の権限でその証人が証言を行う間、傍聴人の退場を命ずる場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

本日は、3人の証人尋問を予定しております。午前中に1人、午後には午後1時と午後4時にそれぞれ1人ずつ証人尋問を行う予定としておりますので、よろしくをお願いいたします。

ただいま報道機関から3人の証人尋問に関して、証人入室時の撮影の申し出がありますので、証人が入室してからしばらくの間、撮影を許可したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、規制線越えても構いません。

〔報道関係者、規制線内に移動〕

○丸野達夫委員長 これより、議事に入ります。

本委員会に委任されておりますアウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査についての調査の件を議題とし、調査を進めます。

本日は、本件について、有限会社アクティブワークス代表取締役川田清明氏の証人尋問を行います。

それでは、証人の入室を求めます。

〔川田清明証人入室〕

○丸野達夫委員長 どうぞ、お座りください。

〔川田清明証人着席〕

○丸野達夫委員長 そろそろ規制線にお戻りください。

〔報道関係者、証人等を撮影後、規制線内に戻る〕

○丸野達夫委員長 川田清明証人におかれましては、お忙しいところ御出席くださいますして、ありがとうございます。

本委員会の調査のために御協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき、民事訴訟法の証人尋問に係る規定が準用されることになっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。すなわち、

証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき、もしくは、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈禱もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合。以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出お願いいたします。それ以外は証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくして証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。それ以外に拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことを御承知になっておいていただきたいと思っております。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

全員、御起立願います。

〔出席者一同起立〕

○丸野達夫委員長 宣誓書の朗読を願います。

○川田清明証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成29年12月4日、川田清明。

○丸野達夫委員長 それでは、宣誓書に署名捺印願います。

〔川田清明証人、宣誓書に署名捺印〕

○丸野達夫委員長 御着席ください。

〔出席者一同着席〕

○丸野達夫委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また、御発言の際はその都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから質問をしているときは着席のままで結構ですが、お答えの際は、起立して発言を願います。

委員各位に申し上げます。

本日は、アウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調

査に関する重要な問題について、証人より証言を求めるものでありますことから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。

また、委員の発言につきましては、証人の人権に留意されますよう要望いたします。

これより、川田清明証人から証言を求めます。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から御発言を願うことにいたします。

まず、あなたは、川田清明さんですか。

○川田清明証人 立って言うんですか。

○丸野達夫委員長 はい。

○川田清明証人 はい、そうです。

○丸野達夫委員長 住所をお述べください。

○川田清明証人 青森市大野前田です。

○丸野達夫委員長 職業をお述べください。

○川田清明証人 インターネット関連事業をやっております。

○丸野達夫委員長 生年月日及び年齢をお述べください。

○川田清明証人 昭和42年11月生まれ、50歳です。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

それでは私から共通質問をさせていただきます。

川田証人の経営する有限会社アクティブワークスとは、どのような会社なのかお聞かせ願えないでしょうか。

○川田清明証人 IT関連全般のものをやってる会社であります。

○丸野達夫委員長 青森駅前再開発ビル株式会社とはどのようなことからかわることになったのか、お聞かせ願いたいと思います。

○川田清明証人 当初、地下から4階まで、うちのユーザーと言いますかお客さんがもともとありましたので、その件で出入りがありました。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

地階で行われた食街道めぐり事業のイベント、チラシ、CM等の仕事を受注したと思いますが、この事業はどのようなものだったのでしょうか。また、この事業を受注するに至るまでの経緯をお聞かせ願いたいと思います。

○川田清明証人 CMの作成と、あとCM——テレビ局の放送する、放映する段取りと、あとは実際に食街道のホームページの作成などなどをやりました。

○丸野達夫委員長 受注するに至った経緯は。

○川田清明証人 経緯は、その依頼があったからです。

○丸野達夫委員長 当初出入りがあったので、その中で川田さんところに

やったということですね。

○川田清明証人　そうです。たまたま。

○丸野達夫委員長　わかりました。

この事業を受注する前段階で見積書を提出したと思いますが、その見積書作成の際に、青森駅前再開発ビル株式会社から示された仕様書についてお伺いしたいと思いますが、この仕様書は福島氏によって作成されたことが実績報告書に記載されております。福島氏から事前にこの仕様書の提示はありましたでしょうか。

○川田清明証人　事前にというか、郵送かファクスだと思うんですけども、そんな感じだと。

○丸野達夫委員長　じゃあ、その郵送かファクスでいただいた仕様書をもとにお見積もりをしたということですね。

○川田清明証人　はい。

○丸野達夫委員長　わかりました。どうぞ御着席ください。以上で私の質問は終わります。

次に、発言の申し出がありますので、順次これを許します。なお、証人に資料等を提示して質問をする場合は、その都度、委員長の許可を得て行うようお願いいたします。山脇智委員。

○山脇智委員　日本共産党の山脇智です。本日はお忙しい中、出席いただきありがとうございます。

最初に、順番に証言を求めていきたいと思いますが、初めに青森駅前再開発ビル株式会社から具体的にどのように、このあおもり食街道のイベント、チラシ、CMのソフト事業について見積もりの依頼、説明があったのかについて証言を求めます。

○丸野達夫委員長　川田証人。

○川田清明証人　見積もり依頼が届きまして、その後に具体的にどうのこうのというのは正直何があったっていうのは、今わからないです。わからないっていうのは、あったような気もするんですけども、具体的にわからないということです。いいですか。

○丸野達夫委員長　山脇委員。

○山脇智委員　それでは、先ほど仕様書についての説明があったと思うんですけども、作成に当たっては、先ほどもこの仕様書をもとに作成をしたって言うんですけども、誰がどのようにこの仕様書を参考にして見積もりを作成し、ビル会社に提出したのかについては証言できますか。

○丸野達夫委員長　川田証人。

○川田清明証人　うちの会社でみんなで話し合っただけのものでですけども、そういう回答でいいですか。質問の意図として。

○丸野達夫委員長 質問の趣旨はどのような趣旨だったんですか。一度座っていただけますか。

○山脇智委員 趣旨としては、作成に当たって本日出席されてる川田証人は、この作成とかには携わっていないという。

○丸野達夫委員長 川田証人。

○川田清明証人 作成って、物理——具体的に作成したってことで、例えばホームページをつくるとか、CMをつくるとか、そういうことでいいですか。

○山脇智委員 見積書には具体的にさまざまなポスターをどのような企画でつくるとか、あとイベントの内容をどのようにするとか、見積書にも記載があると思うんですけれども、そういった内容については、当然、川田証人もわかった上で、この見積書は作成していったという理解でよろしいかどうかということです。

〔川田清明証人「はい、そうです」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 理解しているということですね。はい、わかりました。

○山脇智委員 それでは、次の質問。どうぞ座ってください。

青森駅前再開発ビル株式会社から示されたここにソフト事業の仕様書があるんですけれども、この仕様書と実際に提出された見積書はなぜ各項目の順番が入れかわっているのかについて、もしわかる範囲、わかることありましたらお答えをいただきたいと思います。

○丸野達夫委員長 山脇委員、それは提示しないと多分わからないのではないかと思います。

○山脇智委員 こっちが仕様書でこっちが実際に提出された見積書。

〔山脇智委員、委員長に資料を提示〕

○丸野達夫委員長 それを聞きたいんでしょう。それを証人に提示してください。説明してあげないとわからないと思います。

〔山脇智委員、川田清明証人に資料を手渡し、「実際にはパンフレット作成、ポスター制作、ホームページ制作、オープニング——CM、オープニングセレモニーというんですけれども、これだとパンフレットは一緒なんですけど、順番が——なのでテレビCMとかが一番最後になってオープニングセレモニーは上の段にきています。ホームページ制作がこの下になっている。それであれば、この仕様書の順番でつくるんじゃないかなと思ひまして」と呼ぶ〕

〔川田清明証人、当該資料を確認〕

○丸野達夫委員長 質問わかりますか。仕様書の順番で何でつくらなかったのかという質問です。

○川田清明証人 はい、わかりました。この前段階もありまして、実は最初に一式っていう項目で見積もりを提示させていただいたら、一式っていうの

はちょっとわかりにくいので、項目を分けてほしいということになったんですけれども、ただ順番に関しては別に何も……。

○丸野達夫委員長 指定がなかった。

〔川田清明証人「意味はないです」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 そうすると確認します。仕様書のとおり見積もりしたんですけどもその順番には意味がなくて、自社で見積もりしやすいように見積もりしたという解釈でいいですか。

○川田清明証人 その一式というのにすごく私今記憶があるのは、それ以来うちでは一式という形状の見積もり、基本的にやめました。依頼があればやりますけれども。一応、その一式というのはいさづかひ曖昧だったので再提出してわけですから、それからやめたというのがありましたので、その部分ちょっと記憶には残っています。

○丸野達夫委員長 なるほど。当初は、一式で見積もり依頼があつて。

○川田清明証人 いや、うちが一式で出したんですよ。

○丸野達夫委員長 あ、出したんですか。

○川田清明証人 そしたらそれがわかりにくいのか、ちょっと。

○丸野達夫委員長 会社側からわかりにくいと。

○川田清明証人 訂正がありまして、それでもうちはもう一式やめると。

○丸野達夫委員長 そうすると、その一式の後にその仕様書が会社から出されたんですか。

○川田清明証人 いや。

○丸野達夫委員長 違うんですか。

○川田清明証人 もらって、一式で出してやったら……。

○丸野達夫委員長 あ、それをもらって一式で出して。

○川田清明証人 もう1回出した状態。

○丸野達夫委員長 なるほど、わかりました。

わかりましたか。

○山脇智委員 わかりました。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

〔川田清明証人「いいですか」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 そうだよね、返してもらって。

〔山脇智委員、川田清明証人から当該資料を回収〕

○山脇智委員 それでは今の証言ですと、食街道事業の仕様書にはあつたけれども、まず一式でビル会社のほうに提出をして、それでだめだということに返されたので各項目ごとにして、その過程でこの順番の並びになったという御説明だったというふうに理解しましたので、それでよろしいですか。

〔川田清明証人「はい」と呼ぶ〕

○山脇智委員 それでは次に、博報堂及びジャンククリエイティブという今回ソフト事業に見積もりを提出した会社が2社あるんですけども、そことアクティブワークスとの間でソフト事業の見積書を提出する前の段階で、この2社と取引や仕事があったのかどうかについて証言を求めたいと思います。

○丸野達夫委員長 川田証人。

○川田清明証人 その2社は知り合いでもありますけれども、見積もりを提出したかどうかというのは私が知り得る情報の範囲ではないので、知り合い——たまたまもっと前から知っているというそういう形です。いいですか。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 今までの証言をちょっと聞いた中で、事前にわかっている情報で、さまざま不思議な点が出てくるんです。

まず、見積もりを提出した3社の見積書についてなんですけど、先ほど一式の形で出して返されたので、各項目ごとが順番が異なったということなんですけれども、このビル会社の出した仕様書と各項目の並び順は、この今お示しした博報堂さんとジャンククリエイティブさん、アクティブワークスさん、全てが同じようにその並び順が変わっているんです。そうなってくると、なぜこの順番についてそういう指示があったわけでもなくて、返ってきた一式を見直して自分たちで項目をやったのに、偶然にもその他の会社とも全く同じ見積書の並びになるのかっていうことと、あとオープニングセレモニーにおける出し物とかについても具体的な記述がないにもかかわらず、例えば出し物は手踊り芸人で3社とも全く同じで。

先日、中村委員が福島証人に質問したんですけども、この3社の見積書ってというのは301文字まで全く同様につくられているということで、今のような過程を経たのであれば、私はこの3社の見積書ってというのはこういう全く同じものにはならないと思うんですけども、その辺について、もし川田証人に何か認識とか、なぜそうなったのかというお考えがあれば示してほしいんですが。

○丸野達夫委員長 川田証人。

○川田清明証人 それは、私に聞かれてもちょっとわからないです。

○丸野達夫委員長 それはそうだよ。山脇委員。

○山脇智委員 それでは、ソフト事業の見積もり提出において、他の見積もり業者とのやりとりはなかったということですよ、もちろん。

〔川田清明証人「はい」と呼ぶ〕

○山脇智委員 それでは、もっと聞こうと思ったんですけども、博報堂及びジャンククリエイティブは、この見積もり依頼を出していないというふうに回答をされていて、また、先日の福島証人はただこの2社には見積もり依頼をしたという話をして、今、川田証人からは、この仕様書のもとに一式で出して戻っ

てきたものをその項目ごとに出したということなんですが、じゃあなぜその3社のものが全く同じになったのかですとか、また、出していないと言っているのはなぜなのかとか、さまざま疑問はあるんですけども、今、川田証人に私は聞きたいことは全て証言してもらいましたので、質問を終わります。

○丸野達夫委員長 次に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 新政無所属の会、中村美津緒でございます。きょうはお忙しい中、本市議会のアウガ問題調査特別委員会に御協力いただきましてまことにありがとうございます。私のほうから山脇副委員長に引き続いて御質問させていただきたいと思っております。大分前のことでもございますので、過去提示された書類を随時お見せしながら確認等にとってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

じゃあそれでは委員長、最初にきのうお見せいたしました。

〔中村美津緒委員、委員長に資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 これ川田さんの会社のやつですか。はい。

〔中村美津緒委員、川田清明証人に資料を手渡す〕

〔川田清明証人、当該資料を確認〕

○中村美津緒委員 ごらんください。

それでは、平成24年度戦略的中心市街地商業等活性化支援事業――以下、国の補助事業と呼びます。平成24年1月30日、公募申請の見積書、それが青森駅前再開発ビル株式会社――以下、ビル会社と呼びますが、そのビル会社へアクティブワークスさんの名前が入った御見積書が提示されておりますが、それはビル会社からどのような依頼がありまして提出したのか、提出依頼方法を教えてください。

○丸野達夫委員長 川田証人。

○川田清明証人 郵送かファクス……。

○丸野達夫委員長 ですね、先ほどもそう答えましたね。

〔川田清明証人「はい」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 郵送かファクスでその依頼がきたということでございましたが、先ほど山脇委員がお見せいたしましたその仕様書でお見積もりを作成したんでしょうか。

○丸野達夫委員長 川田証人。

○川田清明証人 そのものがそれだからっていうのは、今ちょっとわからないです。ただ、仕様書が来てるので見積もりをしたという。先ほどいただいたものだったかどうかっていうのも問い合わせられると、それはちょっとわからないです。

○丸野達夫委員長 仕様書がないと見積もれないよね。中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

じゃあその仕様書は、何度かに分けてきたと思うんですが、その見積もりを出すたびに具体的な仕様書に変わってきたと思うのですがいかがでしょうか。

○丸野達夫委員長 川田証人。

○川田清明証人 何度かに来たかどうかというところが、私はちょっとわからないです。意味わかりますか。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。じゃあ、それでは先ほど郵送かファクスで来たというふうな見積もり依頼だと思いました。その見積依頼書には、アクティブワークスさんの担当者へみたいな形で、個人名、つまり担当者直通の依頼だったのでしょうか。

○丸野達夫委員長 川田証人。

○川田清明証人 いや、普通に会社に。会社に普通に來るようなイメージでございます。

○丸野達夫委員長 あれですね、日ごろのやりとりがあるので、その延長線上の中で、郵送もしくはファクスで来たという考えでよろしいですね。

○川田清明証人 はい。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

先ほど私がお見せいたしましたその御見積書は、アクティブワークスさんでつくったその見積書で間違いないということでもよろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 川田証人。

○川田清明証人 はい、そうです。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 それは原本を提出いたしましたでしょうか。

○丸野達夫委員長 川田証人。

○川田清明証人 はい、間違いなく印鑑を押しているものですので、原本になります。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

その際に、一番最初に御見積書を提出したのが1月30日でございます。そのときに、ビル会社から補助事業というのは伝えられていましたでしょうか。

○丸野達夫委員長 川田証人。

○川田清明証人 補助事業というのをわかっていたかどうかというのは、ちょっと記憶的にはないんですけれども、ただ青森市ってついてたんで、

そういうのかなってという雰囲気は自分で思っていましたけれども。いいですか。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

青森市というものがついていた仕様書があったということですよね。

○丸野達夫委員長 タイトルが——だって青森市「食」街道めぐり事業ってなっているんでしょう。中村委員。

○中村美津緒委員 先ほどの、国の補助金なので、青森市というのはたしかまだ出てこないと思うんですよね。青森市のその補助事業の申請に伴う御見積書でないので、恐らくちょっと勘違いされている部分があるかもしれません。結構です。

次、ちょっとお見せしたいと思います。

○丸野達夫委員長 あ、そっか。

○中村美津緒委員 これがその公募申請書になります。

〔中村美津緒委員、委員長に資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 誰が誰に出したのですか。

○中村美津緒委員 アクティブワークスさんで、株式会社……。

○丸野達夫委員長 あ、はい、わかりました。

〔中村美津緒委員、川田清明証人に資料を手渡す〕

〔川田清明証人、当該資料を確認〕

○中村美津緒委員 それが今度——先ほど1月30日というふうに日付がありまして、今度、平成24年7月18日、金額が同じく199万5000円、公募申請のときも199万5000円でした。で、内容からいきますと、これもまた御見積依頼書があって、それでお見積もりを提出したと思うのですが、それで間違いないでしょうか。

○丸野達夫委員長 川田証人。

○川田清明証人 はい、間違いないです。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

そうしますと、先ほどの公募申請書、次に交付申請書ということで2回、じゃあ、ソフト事業における見積もり依頼の仕様書があったということでしょうか。

○丸野達夫委員長 川田証人。

○川田清明証人 2種類ですか。今は、何種類あったかっていうのはちょっとあれですけども。そのあったものに対して見積もりしたと思います。

○丸野達夫委員長 その都度出したと。中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。

その内容がどう変わったかわからないということでございましたが、見積依頼書が来て見積もりを提出したということのその事実がわかりましたが、そうしますと、今まで2度見積もりを提出いたしました、同じくその窓口——ビル会社の窓口はどなたか御存じですか。記憶にございますか。

○丸野達夫委員長 川田証人。

○川田清明証人 誰が窓口っていうのは、ちょっと今個人名でっていうのはあれですけども、一応見積もりを恐らく持参か郵送なんですけれども、回数とすると持参のほうが多いんですよ。なので、事務所にお届けはしていますけれども、直接誰さん宛てにというのは多分ないと思う——誰に持って来てくださって多分なかったと思うんで、そこはちょっと誰っていうのは、今自分としてはわかりません。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 私の聞き方がちょっと申しわけございませんでした。ビル会社とアクティブワークスさんのその窓口になっていたビル株式会社さんの窓口になっている方でした。

○丸野達夫委員長 あれでしょう。見積もりに当たって、どなたと交渉しながらこの見積書を作成したのかってことでしょう。

○中村美津緒委員 はい。

○丸野達夫委員長 川田証人。

○川田清明証人 それは、福島さんですね。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

きのうも福島証人から私が3社にその見積もりをしたというお話がございましたので。はい、ありがとうございます。

そうしますと次に……。委員長、こちらよろしいでしょうか。アクティブワークスさんからビル会社に対する……。

〔中村美津緒委員、委員長に資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 はい、どうぞ。

〔中村美津緒委員、川田清明証人に資料を手渡す〕

〔川田清明証人、当該資料を確認〕

○中村美津緒委員 次に、そちらのお見積もりでございました。平成25年1月4日に同じく額面、3回目も同額の199万5000円の見積書がビル会社へ提出されておりました。その見積書の作成、アクティブワークスさんで作成したことが、そちらごらんとおり明らかになっているんですが、じゃあこの3回目も同じビル会社のほうから見積もり依頼があり、その仕様書が郵送かファクスで送られて見積もりを提出したという流れでよろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 川田証人。

○川田清明証人 先ほども言いましたけれども、これはさっき言ったその一式から項目が分かれたものになります。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

まさに、いよいよ3回目になりますと、大分ビル会社側も内容がわかってきたので、その戦略補助金のソフト事業のその仕様書の内容の項目もきめ細かになると思うんですが、そこでもう一度ちょっと確認のためにお見せしたいんですが。先ほど、山脇さんから。

〔中村美津緒委員、委員長に資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 これ、山脇委員見せたやつか。いいよ、はい。

〔中村美津緒委員、川田清明証人に資料を手渡す〕

〔川田清明証人、当該資料を確認〕

○中村美津緒委員 恐らくそれが——ビル会社さんは、これしか持っていないということで、これが実績報告書に添付をされていたんですけども、こちらで最後の3回目のお見積もりをしたというその記憶ってございますか。

○丸野達夫委員長 川田証人。

○川田清明証人 先ほども申し上げましたけれども、これかどうかっていうのはあれですけども、仕様書を見てお見積もりをしていると思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

結果して、競争見積もりをしたということで福島証人の証言があるんですけども、先ほど見積もり依頼があり、そしてビル会社へ持って行ったということでしたが、その競争見積もりというのはどの段階でわかりましたでしょうか。

○丸野達夫委員長 川田証人。

○川田清明証人 多分、途中だと思います。

○丸野達夫委員長 見積書を提出している中でわかったということですか。

○川田清明証人 そうそう。要は、いただいてすぐわかったわけではなくて、見積もりした後だと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 これまでの1回目、2回目、3回目の見積もりの提出がございましたが、どの辺の——1回目、2回目、3回目どの辺で競争見積もりがあったというふうに気づきましたでしょうか

○丸野達夫委員長 川田証人。

○川田清明証人 非常に難しいですが、多分、一番最初じゃないですよ。その後だと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。

見積もりの――競争見積もりを行いました同業他社というふうな言い方をさせていただきますが、その同業他社、2社の名前というのは、先ほど山脇副委員長から言われて初めてわかったと思うんですが、その当時はこの業者と一緒に競争見積もりしているっていうのは認識ありましたでしょうか。

○丸野達夫委員長 川田証人。

○川田清明証人 ありませんでした。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

それでは、次の資料をごらんになっていただきたいと思います。実績報告書に添付されているアクティブワークスさんとの業務委託契約書になります。

〔中村美津緒委員、委員長に資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 ビル会社と川田さんとかね。じゃあ、いいです。

〔中村美津緒委員、「これ、ビル会社とアクティブワークスさんが結んだ業務委託契約書なんですけれども」と呼び、続けて委員長に資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 あ、はい。

〔中村美津緒委員、川田清明証人に資料を手渡す〕

〔川田清明証人、当該資料を確認〕

○中村美津緒委員 いよいよ見積もりが提出されまして、そして、低落札業者のアクティブワークスさんが落札しまして業務を請け負うことになるんですが、そちらの業務委託契約書がございます。その業務委託契約書は、どなたが作成したのかお答えください。

○丸野達夫委員長 川田証人。

○川田清明証人 これは、いただいたものだと思いますので、多分アウガ側だと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

アウガ側というふうな今証言をいただきました。先ほど公募申請書、そして交付申請書のお見積もりをお見せいたしました。3回目の御見積書のその書式と1回目、2回目、3回目。3回目のその見積もりの書式が違うのですが、何か理由があったんでしょうか。

○丸野達夫委員長 川田証人。

○川田清明証人 特別ないと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 じゃあ、改めてお尋ねいたします。

1回目、2回目、3回目も間違いなくアクティブワークスさんが作成した

見積もりで間違いないということでしょうか。

○丸野達夫委員長 川田証人。

○川田清明証人 はい。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 こちらなんですけれども、業務完了通知書。これは、アクティブワークスさんから……。

〔中村美津緒委員、委員長に資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 仕事が終わりましたってことね。

○中村美津緒委員 そうです。

○丸野達夫委員長 はい。

〔中村美津緒委員、川田清明証人に資料を手渡し、「今度、業務完了報告書。アクティブワークスさんからビル会社さんに。ちょっとその書類いただいてよろしいですか」と呼ぶ〕

〔川田清明証人、さきに手渡された資料を返却し、当該資料を確認〕

○中村美津緒委員 そちらも、実績報告書に添付されている書類でございました。仕事が終わりましたよという業務完了報告書でございます。その文書の作成者はどなたになりますでしょうか。

○丸野達夫委員長 川田証人。

○川田清明証人 これは、うちでつくりました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

そうしますと、次の確認なんですけれども、先ほど御見積書は原本を提出したということでした。そして、もう一度確認のためにお見せいたします。

〔中村美津緒委員、委員長に資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 同じのでしょう。はい。

〔中村美津緒委員、川田清明証人に資料を手渡す〕

〔川田清明証人、当該資料を確認〕

○中村美津緒委員 川田証人にお尋ねいたします。上のほうに、ファクスでアクティブワークスさんからビル会社さんへ送られていたというその履歴が残っている日付、平成25年4月8日でしたっけ。4月8日、アクティブワークスさんからビル会社へ見積書と請求書、同時にビル会社にアクティブワークスさんから送られているんですが、先ほど原本を提出したというふうにおっしゃっていましたが、実績報告書にはそのコピーがついておりました。もう一度確認いたしますが、原本を見積書も請求書も持参して持って行ったということでしょうか。

○丸野達夫委員長 川田証人。

○川田清明証人 見積書は基本判こがあるもの、請求書も判こがあるもの—
—ま、請求書は郵送という場合もありますけれども、基本的には持って行っ
ている回数が多いので、お届けしてるのではないかなと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 それでは、なぜアクティブワークスさんからビル会社へ
その見積書と請求書が一緒になって、4月8日—実績報告書が閉じた段階
で、ビル会社へ送られてきたのか記憶ございますか。

○丸野達夫委員長 川田証人。

○川田清明証人 それは、私ちょっとわからない範囲です。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ファクス送った記憶はございますか。

○丸野達夫委員長 川田証人。

○川田清明証人 ファクスを送った記憶はないです、はい。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。ファクスを送った記憶がないということ
は、そうしますと川田さん以外にその見積書、請求書を取り扱う方は、ほか
にもいらっしゃるということでしょうか。

○丸野達夫委員長 川田証人。

○川田清明証人 うちの社員であれば誰でもできます。

○丸野達夫委員長 ごめん。その前にあれなんだけれども、アクティブワー
クスさんからビル会社に送ったその通信履歴というのは、電話番号がアク
ティブワークスさんの番号とビル会社を確認した上での質問ですか。

○中村美津緒委員 はい。

○丸野達夫委員長 で、あればいいです。中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。じゃあ、もう1つ資料をごらん
になっていただきたいと思います。

〔中村美津緒委員、委員長に資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 はい。

〔中村美津緒委員、川田清明証人に資料を手渡す〕

〔川田清明証人、当該資料を確認〕

○中村美津緒委員 今、見ていただいているのは、アクティブワークスさん
の社名のない、つまり、大事な部分の代表印も押ささっていない。で、先ほど
お見せしましたその同じ見積書、ここの社名がないところが同じくファクス
送信されているんですけれども、じゃあ、それも川田さんの的にはファクスを
送った記憶はないということですか。

○丸野達夫委員長 川田証人。

○川田清明証人 基本、社名がないものは送らないと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 じゃあ、送られたそこに事実があるということは、じゃあ、従業員のどなたかが送った可能性が高いということになりますでしょうか。

○丸野達夫委員長 川田証人。

○川田清明証人 いや、送ったかどうかというのにはわかりませんが、ただ普通、社名のないものは送らないんじゃないかなという気はしますが。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 はい、わかりました。社名のないものは普通送らないんですが、なぜかアクティブワークスさんが全く同じ書式のものの、社名のないものが送られているというちょっと疑問が残るところでございました。

次の質問に入ります。平成25年1月8日、業務委託契約書をビル会社と締結いたしました。そこでようやく仕事に入るわけですが、国の補助事業における見積もりに掲載されているテレビコマーシャル——ま、実際コマーシャルも放映されました。そのテレビコマーシャルの制作者は、どなただったのか教えてください。

○丸野達夫委員長 川田証人。

○川田清明証人 うちの会社でつくりました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 アクティブワークスさんで制作したということがわかりましたが、次の質問は、そちらを青森市内の某テレビ局で放映されました。アクティブワークスさんと某テレビ局のそのやりとりでございしますが、どういったその発注方法だったのか教えてください。

○丸野達夫委員長 川田証人。

○川田清明証人 普通に見積もりの段階で御相談しに行って、可能かどうかも含めて相談して、実際に決まった——要は、その実際にやりますっていうときに、また再度御相談に行って、こういうふうになりましたっていうふうになりました。

○丸野達夫委員長 見積もりの段階では相談しなかったんですか。

○川田清明証人 見積もりの段階で相談に行った上で、本番でまた行きましたっていう流れです。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 それでは、某テレビ局に直接発注したやりとりを教えてください。いただきたいんですが、アクティブワークスさんから某テレビ局へどのような流れで発注したか教えてください。

○丸野達夫委員長 川田証人。

○川田清明証人 見積もりの段階で、うちの会社が会社として発注するって

ことはそれまでなかったんですけれども、それまでにはいろいろやりとりはありました。見積もりの相談に行った後に、じゃあ実際にやるったときに、うちが登録業者じゃないので、すぐそのCMを受け付けることができないというふうに言われたので。これもう大分たってからですよ、本番、直前。それだとちょっと困るので、何かいい方法ないかっていうことで、テレビ局に相談したところ、うちの会社とやりとりあるところだったら、経路的にきちっとした形で申し込みできますよ、いう流れになります。

○丸野達夫委員長 済みません、登録業者っていうのは何ですか。

○川田清明証人 要は、誰でも勝手にCMを申し込めない制限がかかっていたんですね。

○丸野達夫委員長 あ、そうなんですか。

○川田清明証人 それも私わからず、ずっと話進めていっているじゃないですか。じゃあ実際、じゃあやりますよっていったときには、実は結構な金額で登録しなきゃいけないということで、だから、はっきり言うと登録業者になるお金を払ってまでもやる仕事ではなかった。

○丸野達夫委員長 登録業者になるためには、お金を払わなければいけないんですか。

○川田清明証人 相当、結構なんですよ。なので苦肉の策で、じゃあテレビ局のほうとどうしたらいいのかっていう、今、実際にもう登録されている業者に、うちがお願いするのが1番いいんじゃないかというお話では一応提案いただいてっていう形。

○丸野達夫委員長 そうすると確認しますけれども、川田さんのところでCMつくったけれども、登録業者でなかったんで放映できないってことになったので、登録業者さんをお願いしてCMを流してもらったということですよね。

○川田清明証人 そう。それをテレビ局のほうから提案をもらってっていうことです。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 じゃあ、ちょっと整理させてください。打ち合わせは、某テレビ局と行った。直接発注することができないので、間にその登録業者を挟んで依頼をしたということよろしいでしょうか。

〔川田清明証人「はい」と呼ぶ〕

○中村美津緒委員 じゃあ、そのここに挟んでいる登録業者さんのお名前を教えてください。

○丸野達夫委員長 川田証人。

○川田清明証人 それは、博報堂さんです。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

そうしますと、打ち合わせは某テレビ局で行って、あと見積もり等々のいろんなその中の打ち合わせは某テレビ局さんで行って、直接注文することができないのでいろいろと取引があった東北博報堂さんをお願いをして、東北博報堂さんからここはもう直接某テレビ局でよろしかったんでしょうか。

○丸野達夫委員長 ごめんなさい。その前に東北博報堂さんなの、博報堂さんなの。

○中村美津緒委員 東北博報堂さんですか。

○丸野達夫委員長 済みません。川田証人。

○川田清明証人 今、東北でしたっけ。

○丸野達夫委員長 あ、当初と名前違うんですか。

○川田清明証人 ですね。多分青森ってつくはず。

○丸野達夫委員長 正式名称が。

○川田清明証人 あれですけど、東北ではないと思います。

○丸野達夫委員長 東京の博報堂さんのことを指しているの。

○川田清明証人 あ、いや。

○丸野達夫委員長 ではなくて。

○川田清明証人 青森。

○丸野達夫委員長 青森の博報堂さんを指しているんですね。

○川田清明証人 はい。

○丸野達夫委員長 済みません。わかりました。中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

恐らく3社見積もり出しているうちのその東北博報堂さんの見積書は、東北博報堂さんとたしか書いておりましたので。じゃあ、その東北博報堂さん。窓口は、青森にあるその博報堂さんだと思うんですけども、それは間違いないですよ。

○丸野達夫委員長 川田証人。

○川田清明証人 はい、間違いないです。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。以上のことから、福島証人は3社に自分が見積もり依頼をしたということで、ただ、その2社は自分たちは見積もりを提出していない。川田証人は、その見積もりは見積もり依頼があって、その都度見積もりを提出した。業務委託契約を結んだ際に、コマーシャルは某テレビ局と直接行っていましたが、いざ発注の段階になったら、直接取引ができないよというふうに言われて、ここに間に入っている登録業者であった東北博報堂さんに間を経由してコマーシャル発注したという、きょうの流れでよろしかったでしょうか。

○丸野達夫委員長 川田証人。

○川田清明証人 はい、よろしいです。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 以上のことで、私の川田証人の質問は終わりたいと思います。きょうは、お忙しい中どうもありがとうございました。

○丸野達夫委員長 以上で、川田清明証人に対する尋問は終了いたしました。川田清明証人には長時間、長い間ありがとうございました。御退席していただいて結構でございます。

〔川田清明証人退席〕

○丸野達夫委員長 以上で、有限会社アクティブワークス代表取締役川田清明氏の証人尋問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

本委員会の再開時刻は午後1時からといたします。

午前 10 時 46 分休憩

午後 1 時再開

○丸野達夫委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

証人尋問を続行いたします。

本委員会に委任されておりますアウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリングラーの移設・増設に関する事項、平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び「アウガ1階水の遊歩道工事①」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階1—8区画ガールフレンド」の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項、青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する事項及びアウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査についての調査の件を議題とし、調査を進めます。

本日、本件について、元青森駅前再開発ビル株式会社契約職員野呂周生氏の証人尋問を行います。

それでは、証人の入室を求めます。

〔野呂周生証人入室〕

○丸野達夫委員長 どうぞ、お座りください。

〔野呂周生証人着席〕

○丸野達夫委員長 報道機関の皆さんは、規制線にお戻りください。

〔報道関係者、証人等を撮影後、規制線内に戻る〕

○丸野達夫委員長 野呂周生証人におかれましては、お忙しいところ御出席くださいまして、ありがとうございます。本委員会の調査のために御協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第 100 条の規定があり、またこれに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4 親等内の血族、3 親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき、もしくは、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈禱もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合。以上の場合には、証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくして証言を拒んだときは、6 カ月以下の禁錮または 10 万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4 親等内の血族、3 親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3 カ月以上 5 年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことを御承知になっておいていただきたいと思っております。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

全員、御起立願います。

〔出席者一同起立〕

○丸野達夫委員長 宣誓書の朗読をお願いいたします。

○野呂周生証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何

事もつけ加えないことを誓います。平成 29 年 12 月 4 日、野呂周生です。

○丸野達夫委員長 それでは、宣誓書に署名捺印をお願いいたします。

〔野呂周生証人、宣誓書に署名捺印〕

○丸野達夫委員長 御着席をお願いいたします。

〔出席者一同着席〕

○丸野達夫委員長 野呂証人から、本委員会で送付した証人尋問質問要旨一覧を参考に証言を行いたい旨の申し出がありました。

これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、証人尋問質問要旨一覧を参考にすることを許可いたします。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また、御発言の際にはその都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから質問をしているときは着席のまま結構でございますが、お答えの際は、起立して発言を願います。

委員各位に申し上げます。

本日は、アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項、平成 25 年 3 月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び「アウガ 1 階水の遊歩道工事①」、「アウガ 1 階水の遊歩道工事②」、「アウガ 1 階 1—8 区画ガールフレンド」の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項、青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する事項及びアウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査に関する重要な問題について、証人より証言を求めるものでありますことから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。

また、委員の発言につきましては、証人の人権に留意されますよう要望いたします。

これより、野呂周生証人から証言を求めます。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から御発言を願うこととなります。

まず、あなたは、野呂周生さんですか。御起立をお願いいたします。

○野呂周生証人 はい。

○丸野達夫委員長 住所をお述べください。

○野呂周生証人 青森県青森市桂木一丁目です。

○丸野達夫委員長 職業をお述べください。

○野呂周生証人 会社役員です。

○丸野達夫委員長 生年月日及び年齢をお述べください。

○野呂周生証人 昭和 58 年 7 月、34 歳です。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。どうぞ御着席ください。

それでは私から共通質問を行います。

地階にて行ったあおもり「食」街道めぐり事業とは、どのようなものだったのか、その事業の内容をお聞かせください。野呂証人。

○野呂周生証人 食街道めぐり事業ですか。

○丸野達夫委員長 はい。

○野呂周生証人 については、経済産業省が主体となって、地域の活性化——中心市街地活性化に寄与する事業であれば、補助を対象にするということで、青森駅前再開発ビル株式会社が行ったものです。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

次に、1 階にスイーツコーナーが設置されましたが、これもまたどのような事業だったのかお教えいただきたいと思います。野呂証人。

○野呂周生証人 これも先ほど同様、青森県の地域の特産品だとかそういうものを使って地域活性化に対して、補助が出るということの事業だったと思います。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

野呂証人が青森駅前再開発ビル株式会社の契約社員になった経緯について、お聞かせいただきたいと思います。野呂証人。

○野呂周生証人 私が契約社員になった経緯は、ずっと赤字体質から抜けられないアウガが私の父が社長をやることになりまして、私自身、10 代のころからアパレルだとか服飾雑貨だとか、そういうところの交流がありましたものですから、無報酬でもちょっと手伝えということを言われまして、まあやるかということで、入社する経緯になりました。

○丸野達夫委員長 取締役会議事録を見ますと、野呂証人が発言する場面が幾度とありますが、どのような立場で出席し、どのような案件について発言しているのかお教えください。

○野呂周生証人 取締役会は、当時、企画営業部という形で次長という方がトップで実質いたんですけれども、それ以下全て出席するようというふうにと取締役会のほうから要望されまして、出席して発言しておりました。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。ちょっと確認しますけれども、そうすると野呂証人は企画営業部だったということなんですか。

○野呂周生証人 そうです。

○丸野達夫委員長 わかりました。私から最後の質問であります。

野呂証人は、リーシングを何度となく行っていたようですが、入社前にリーシングの経験を得ていたのですか。それとも、入社後に御自身がスキルアップして身につけていったものなのですか。野呂証人。

○野呂周生証人 青森駅前再開発ビル株式会社に入社する前から、民間のリーシング、商業施設ではないですけども――ま、一部商業施設もあるか――のリーシングのほうとかMDのほうは、実務として行っておりました。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

差し支えなければ、そこのリーシングというのは、どこの会社というか、民間でないとおっしゃったので。

○野呂周生証人 いや、民間です。

○丸野達夫委員長 あ、民間。わかりました。

これにて、私からの質問は終わります。

次に、発言の申し出がありますので、順次これを許します。なお、尋問は証言を求める事項ごとに行います。また、証人に資料等を提示して質問をする場合は、その都度、委員長の許可を得て行うようお願いいたします。

初めに、証言を求める事項、地階あおもり食街道について発言を許します。山脇智委員。

○山脇智委員 日本共産党の山脇智です。本日はお忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、証言を求めていきたいと思いますが、先ほどの質問にもありましたとおり、野呂証人は当時平成24年、この食街道めぐり事業などが行われた際にリーシング担当職員としてかかわっていましたが、そのことについて、まず証言を求めていきたいと思います。

初めに、地階あおもり食街道事業について、野呂証人は取締役会でも報告などをしておりますが、どのようにこの事業にかかわっていたのか証言を求めます。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 どのようにかかわっていたのかという質問なんですけれども、まず、この地階あおもり食街道についてっていう経済産業省に申請する段階で、具体的にはコンセプトだとか、例えばそういう――何ていうんですかね、補助をとるように経済産業省に行ったこともありますし、「プレゼンしたということですね」と呼ぶ者あり）行ってプレゼンしたこともありますし、あと友人とか、例えば、民間のお店に何とかこれに対して出店してくれないかというようなお声がけもさせていただきました。

○丸野達夫委員長 山脇証人。あ、山脇委員。失礼いたしました。

○山脇智委員 それでは、次に今補助事業については、申請ですとか、あと福島証人からは実績報告書の作成にも協力をしていたという証言があったわ

けなんですけれども、この補助事業で今問題になっている例えば事前着工というのは、補助金がおりにる前に工事をしてはならないということですか、あと、見積もり業者の選定についてもやはりしっかりと競争入札を行うべきだということで、ちゃんとこの補助事業のマニュアルというものがあるんですけれども、この補助事業のマニュアルについては、こういう厳しい決まりがあるということは、野呂証人は、もちろん承知なさってこの事業にかかわっていたのかどうか証言を求めたいと思います。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 見積もりが必要だということは、知っておりました。あと、何でしたっけ。

〔山脇智委員「事前着工」と呼ぶ〕

○野呂周生証人 事前着工のほうは、具体的なそういうルール、細かい細部のルールまではちょっと承知しておりませんでした。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 国の補助事業にかかわって、申請までも行っているんであれば、やはりそういったルールはしっかりとわかった上で携わるべきだろうと。そういう中で今問題が起きているわけなんですけれども、そこで先日、建設業者の元営業課長の方が証言に来た際に、国の補助事業だということをビル会社のほうから知らされなかったと。そのため、民間の事業だというふうに誤認をした中で、こういった補助事業の手順に沿わないことを行ってしまったという証言がなされたわけなんですけれども、当時、ビル会社がこの有限会社沼田建設に対して、国の補助事業であるということは、しっかり説明をした上で見積もりや工事の請負を依頼していたのかどうか証言を求めたいと思います。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 当時、さまざまな――沼田建設さん以外にも複数の業者が多分入ったと思うんですけれども、私のほうから国の補助金が申請して、例えばマニュアルがあるんですよというそういうマニュアルとか説明したことはありません。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 じゃあ、建設会社のほうは、もしかするとこの補助事業については、ビル会社から説明がなされなかった可能性もあるというような証言だったということか、それとも説明をしなかったという証言なんですか。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 ビル会社として、しているかしていないかというのは、ちょっと私はわかりませんが、私自身は業者に対して、このスイーツコーナーとか食街道にかかわった業者の方に説明した覚えはありません。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 それでは、地階あおもり食街道事業については、現在取り寄せている取締役会が平成24年度のものしかないわけなんですけれども、この事業について、141回の平成24年度に行われた取締役会で、食街道めぐり事業のオープン予定日ですとかを野呂証人が報告をなされているわけなんですけど、これらの事業提案なども過去の取締役会などで行っていたのか、また、行っていたとすればどういうふうに説明はなされていたのか、証言できる範囲でお願いしたいと思います。

○丸野達夫委員長 山脇委員、それは、同様の事業に対してそういうことをしていたかっていうことを聞いているんですね。

○山脇智委員 そうですね。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 ちょっと私、日付のほうとかそういう詳しい日時は今ちょっと特定できないんですけれども、取締役会というのは説明の場というよりは、その事業に対して、いいか悪いかという是非を取締役の方にお尋ねする場ですので、その前にミーティングとかそういう形が何回か行われています。ちょっと議事録とかないと思うんですけれども、そういう場で私のほうから取締役の方々に例えば、今こういう形で動いていますよとか、進捗のほうの報告はさせていただいていると思います。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 では、取締役会では当然、こういった事業を行うことについては、最終的に決定するのは取締役会だと思うんですけれども、この事業については、そのように説明をした上でちゃんと取締役会で決定して行われているという証言でよろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 はい、そのとおりです。

○丸野達夫委員長 あの確認ですけれども、これに限らずそういう手続をいつも踏んでいますよということでもいいんですね。

○野呂周生証人 はい、そうですね。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 わかりました。以上で1項目めの証言、質問を終わります。

○丸野達夫委員長 次に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 新政無所属の会、中村美津緒でございます。本日は、当市議会のアウガ問題調査特別委員会に御協力いただきまして、まことにありがとうございます。

あおもり「食」街道めぐり事業、国の補助事業でございます。そして、青森市「食」街道めぐり事業、これは、市の補助金でございます。それも入札にお

ける見積もり合わせに関する事項のうち、地下あおもり食街道について、お尋ねをしてまいります。その前に、ちょっと先ほどの確認をちょっとさせてください。委員長が契約嘱託職員となるその経緯をお知らせくださいということに對しまして、ちょっと確認をさせてください。社長から手伝えというふうに言われて無報酬で入ったという今お話でございましたが、それによろしかったでしょうか。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 はい、そのとおりです。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 あ、そうでしたか。ちょっとこれまでの市側の答弁とまた食い違うので、ここも疑義を残したままちょっと次の質問に入ってまいります。それでは先ほど経済産業省ですか、東京のほうにプレゼンに行ったということでした。ちょっと、この書類をまた、お見せしたいのですがよろしいでしょうか。

〔中村美津緒委員、委員長に資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 これをな……ああ。これ。

○中村美津緒委員 これ、経済産業省の公募申請書です。

○丸野達夫委員長 はい。

〔中村美津緒委員、野呂周生証人に資料を手渡し、「これ経済産業省、東京に公募申請書を出した書類で、こちらにマネージャーが福島さん、野呂周生さんがリーシング担当と書いております。はい、ちょっとこちら」と呼ぶ〕

〔野呂周生証人「見ていいですか」と呼び、当該資料を確認〕

○中村美津緒委員 そちらの公募申請書なんですけれども、先日、福島証人にも見ていただきました。福島証人も同様、野呂証人と一緒に東京のほうへプレゼンに行ったということが明らかになっております。そちらの公募申請書でございますが、ごらんになったことはありましたでしょうか。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 こちらは見たことあります。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

福島証人も同様、その中身を見たということの証言はいただいております。じゃあちょっとまた、その書類を回収させていただきます。

〔中村美津緒委員、野呂周生証人から当該資料を回収〕

○中村美津緒委員 そうすれば、当たり前前の質問なんですけれども、じゃあこの事業、国と市の事業でございます。これ、補助事業ということは、これ当たり前前に当然に知っていたということによろしいですよ。

○丸野達夫委員長 先ほどそれを認めたと思いますけれどもね。

○中村美津緒委員 わかりました。認めたということでございまして、先ほど沼田建設にこちらの公募申請書の段階でも、沼田建設から御見積書が提出されております。そのときに野呂証人は、沼田建設に先ほど補助事業であるということは伝えていなかったという証言をいただきました。そうすると、福島証人は補助事業であることは伝えたというふうにおっしゃっております。そうすると、野呂証人はリーシング担当というある程度——市側の答弁でもそうなんですけれども、かなりのリーシングを任せられていた。取締役会にも参加していたくらいですから、かなり重役であったということをお聞きしておりました。

ところが、野呂証人は沼田建設に対しまして、補助事業だということは伝えておりませんでした。それは、福島証人が補助事業であることを沼田建設に伝えたから、自分は伝えなくてもいいというふうに判断をしたのか、なぜ沼田建設に対して補助事業であることを伝えなかったのか、その理由をお知らせください。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 私のほうで先ほどお答えさせていただいたのは、私が沼田建設さんの元課長さんだとか、そういう方々に補助事業の内容を説明したかということだったものですから、それは説明はしておりません。で、補助事業の例えば概略だとか、そういうことは一切私のほうからは説明していません。

ただ、会社ですから、この見積もりを実際にとるとらないという作業に関しましても、私が見積もりをとってはいません。何て言うんですか、工事ってなると管理部、管理の方々が当然いますので、そういった方々が例えば、どこの柱はだめだよとか、ここには、例えばこういう機材があるよとかそういうことを説明してはいると思います。ただ、補助については、私が説明していないだけであって、例えば、会社の例えば福島だとか違う担当の者が説明したのであれば、説明したんだと思いますけれども。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 貴重な証言、ありがとうございました。

そうしますと、ビル会社の中にある程度建築に対して、そのノウハウを用意した方がいらっしゃったというお話でしょうか。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 はい。ノウハウがあるかないのかということは、どの程度かはちょっとわかりませんが、ビル会社の中でもちゃんと役割があって、次長という私の上司に当たる方も例えば立ち会いをしたりだとか、例えば図面を持ってきたりだとかそういうことを共同で作業していたように記憶

しています。

○丸野達夫委員長 ちょっと確認なんですけど、昨日福島証人が次長という肩書きと上長という肩書きがあったんですけども、上長だっけ。（「上長じゃなくどちらかと言えば役員」と呼ぶ者あり）あ、そういう意味なのか。じゃあ、上長イコール次長と考えてよろしいんですか。

○野呂周生証人 私は、上長と言ったことはない——わからないんですけども、次長……。

○丸野達夫委員長 が直属の上司だという考えでよろしいですね。はい、済みませんでした。中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

先ほど、その次長という方がある程度図面等々を見て、いろいろな指示をしたと今言ったお話を覚えたままで、お尋ねをさせていただきます。

山脇委員とのちょっと、質問とちょっとかぶるかもしれませんが、私からもあえて教えてください。この実績報告書、国、市に出している実績報告書にはビル会社としてこの内装工事に関しまして、競争見積もりをしたというふうなお話になっておりますが、リーシング担当で取締役会にも出ております。そういった中で、これ、野呂証人はこの競争見積もりをしたということの事実は認識しておりましたでしょうか。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 今これ、経済産業省に持っていく書類で、多分お話しされていると思うんですけども、これはまだ事業が決定していない段階である程度見積もりのほうをつくる必要がありますので、そこはちょっと簡単見積もりにはなっているのかなと思うんですけども、競争見積もり、数社とっているという認識はありました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 そうですね。まず、先ほど見せたのが公募申請、これは簡易的な見積もりが沼田建設様から出されておりました。そして、交付申請書、こちらも簡易的な見積書、出されておりました。これは、今回青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札においてもお尋ねをしております。

じゃあ、次、いつものこの実績報告書でございました。

〔中村美津緒委員、委員長に資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 はい。

〔中村美津緒委員、野呂周生証人に資料を手渡し、「こちらなんですけれども、ちょうどその見積依頼仕様書等々で、これが競争見積もりをしたというのが出てまいります。これについてお聞きいたします」と呼ぶ〕

〔野呂周生証人、当該資料を確認〕

○中村美津緒委員 そちらが青森市へビル会社が提出した実績報告書でございます。その中に、見積もり業者をビル会社が選定をして、そして、見積書を3社から提出していただき、最低落札業者を決定したというふうに記載されておりますが、こちら、野呂証人はそういった内容で認識していましたでしょうか。

○丸野達夫委員長 ちょっと、もう一度。私がいわからなかった、ごめんなさい。

○中村美津緒委員 その実績の一連の流れを見ますと、ビル会社が見積もり3社を選定をして、そして、ビル会社が見積もりを依頼をして——あ、エス・アイ・アール建築計画事務所さんを通して依頼をして、そして、最低落札業者を決定したというふうになっておりますが、野呂証人はそのとおりと認識しておりましたでしょうか。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 そのとおりだったと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 そうしますと、野呂証人はリーシング担当ということでこちらにも大きくかかわったというふうにお話をいただいておりますが、じゃあその見積もりの選定から、業者の選定、そして、見積もりに係る入札、そして決定まで野呂証人は、どこまでどのようにかかわったのかお答えください。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 業者の選定っていうのは、そのエス・アイ・アール建築ですか。っていうのは、例えば——何て言うんだらうな——そのパース、イメージパースというものを最初につくって、その中から具体的なそういう図面だとかいうために、エス・アイ・アールさんを使ったと思うんですけども、その前に違う会社にパースをつくっていただいて、イメージパースと言うんですけども、そういうものをつくっていただいて、そちらの方からの紹介だったような気がします、選定についてはですね。どのようにかかわったかという、すべからく全てかかわってはいるんですけども、細かくどういうところでって言われると、今ちょっとそれは覚えていません。

○丸野達夫委員長 正確にしたいので、細かくて申しわけないですけども、エス・アイ・アールさんです。

〔野呂周生証人「はい」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 申しわけございません。今ちょっと貴重な御意見でしたので、御証言でしたので、もう一度お尋ねいたします。

そうしますと、見積もり3社を選んだのは、それはビル会社ということに

なるんでしょうか。見積もり提出業者を選んだのは、ビル会社ということになるんでしょうか。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 最終的にはそうだと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 最終的には、ビル会社がその見積もり提出業者を3社選びました。そうしますと、この報告書のとおり見積もり依頼をしたのはビル会社ということになりますでしょうか。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 そうです。

○丸野達夫委員長 重複質問が多いので。当然、会社が選んでいるので、会社が選んでいるという答弁になるので、イエスオアノーはなるべく。

〔中村美津緒委員「申しわけございません」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 先ほどの見積もりに必要なエス・アイ・アール建築計画事務所さんのお話が出てきましたが、そうしますと当然、野呂証人もエス・アイ・アール計画建築事務所さんとの打ち合わせをされたんでしょうか。

○丸野達夫委員長 建築計画。

○中村美津緒委員 建築計画、申しわけございません。エス・アイ・アール建築計画事務所さん。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 打ち合わせはさせていただきました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

次に、その見積もりをするに当たりまして、3社合同で見積もりをエス・アイ・アール建築計画事務所さんのもと行ったんでしょうか。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 エス・アール・アイ……。ちょっと済みません。

○丸野達夫委員長 エス・アイ・アール建築計画事務所さんが、3社を集めてそれをやったのかということを知りたいんですか。

○中村美津緒委員 はい。

○丸野達夫委員長 だそうです。

○野呂周生証人 そちらについては、ちょっと私、わかりません。

○中村美津緒委員 はい、わかりました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

それでは、ここでまたいろんな矛盾が生じたんですが、じゃあ、この質問

に対してちょっと最後の質問をさせていただきたいと思います。

地下のあおもり「食」街道の見積もり依頼をするに当たりまして、野呂証人は、先ほど補助事業に関してその説明はしなかったというふうなお話でございましたが、説明でなくて、これは補助事業だよというふうなお話は一切しなかったということでしょうか。

○丸野達夫委員長 意味が。

〔野呂周生氏「ちょっとまだわかんないです」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 説明してないって答弁していて、説明してないのかっていう質問はおかしくないか。

○中村美津緒委員 あ、いいです。先ほどの何かお話だと、説明の細かい部分はしなかったというふうに捉えたので、補助事業の部分、その補助事業だよということすら伝えていなかったのかということをお聞きしたかったです。

○丸野達夫委員長 了解しました。野呂証人。

○野呂周生証人 ちょっと、お尋ねのあれがちょっと。エス・アイ・アールさんなのか、沼田なのか。

〔中村美津緒委員「沼田と申しました」と呼ぶ〕

○野呂周生証人 あ、沼田さん。沼田さんにはちょっとお伝えはしていなかったと思います。あ、ただ例えば最後工事終わった後に、例えば立ち会いだとか、たしかあったはずなので、そのときには説明したかもわかりません。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 今ちょっと御質問終わろうと思ったんですが、工事終わった後に説明をしようとしたということでございますが、今回の工事は…

…。

○丸野達夫委員長 したかもしれないって。しようとしたんじゃないって。

○中村美津緒委員 したかもしれないというお話でございますが、7月のスイーツコーナーと12月の地下の食街道でございました。今は、地下あおもり食街道に関してでございますが、今、後ほどその質問をいたしますが、ここだけ教えてください。

今は、地下の食街道についてなんですけれども、今のお話は、地下の食街道の工事が終わった段階でしたかもしれないというお話でしょうか。

○丸野達夫委員長 ごめん。それはあれだよ。工事が幾つかあるんだけど、そのうちの地階食街道の工事でその説明をしたかどうかを知りたいってことなんですか。

意味わかりますか。

○野呂周生証人 わかります。わかります、はい。

○丸野達夫委員長 野呂証人、どうぞ。

○野呂周生証人 そうです。

○中村美津緒委員 わかりました。

以上で、この地下あおもり食街道についての質問を終わります。

○丸野達夫委員長 次に、証言を求める事項、1階スイーツコーナーについて発言を許します。山脇智委員。

○山脇智委員 それでは、1階スイーツコーナーについて証言を求めていきたいと思うんですけども、先ほど私質問した中で中村委員も継続して質問したんですが、エス・アイ・アール建築計画事務所からの見積もり説明について、ちゃんと見積もり業者にはされているけれども、その3社での合同での説明があったかどうかは記憶にないというふうな多分御説明だったと思うんですけども、それは、では1社1社に対しては、必ずエス・アイ・アールからは説明がなされていたという認識は持っていたということでしょうか。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 3社から個別に説明を受けたという記憶はないです。ただ、エス・アイ・アールさんから説明を受けていたと記憶しています。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 私が今聞いたのは、エス・アイ・アールのほうからその3社に対して、それぞれ見積もりについての説明があったかどうかというところで、3社での説明はあったかどうかわからないということなんですけど、つまり実績報告書のほうには、エス・アイ・アールのほうから見積もり業者について、その説明があったという旨の資料が添付されていて、これはビル会社が作成した資料、紙なんですけど、それについては、では、正しいという認識——ちゃんとエス・アイ・アールから少なくとも今3社問題になっている沼田建設、ムラヤマ建築……。

○丸野達夫委員長 ムラヤマ建設。

○山脇智委員 ムラヤマ建設、藤本建築さんの3社には、個別にはあってもエス・アイ・アールからは説明があったと証言をしているということでしょうか。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 いや、エス・アイ・アールさんからあったかないかというのは確認は私がしていないので、多分見積もりを出しているのもあったと思います。あったのではないかなと思います。

○丸野達夫委員長 ま、エス・アイ・アールさんのことなので、野呂証人が答えるというのはちょっと難しいかと思います。山脇委員。

○山脇智委員 わかりました。なぜなら、この3社がこのエス・アイ・アールからの説明がなされたのかどうかという部分について、少なくとも見積もりを提出した2社がなされていないというふうに答え、また、エス・アイ・

アールのほうからも説明をしていないというふうな回答書が出されていまして、その辺がビル会社の説明とは大きく矛盾がしているのではないかとことから質問をしていたんですけれども、それでは引き続き質問をしたいと思いますが、この地階あおもり食街道事業、そしてスイーツコーナーも含めて補助金の申請が行われて、恐らくビル会社のさまざまな経営をよくしようという思いから申請がなされたものだとは思いますが、これらが全て半年余りの間に全て事業が中止になってしまった、こういった経緯について、リーシング担当職員としてどのように認識をしているのかお示しを願いたいと思います。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 半年余りで機能不全になったみたいな形の多分質問だと思うんですけれども。

〔山脇智委員「事業がうまく行われなかったということです」と呼ぶ〕

○野呂周生証人 それはやっぱり、その出店テナントさんの相手ある話なので、こちらのほうからは、ビル会社のほうでは、私担当としては継続させなければいけないと思ってましたので、例えば賃料の減額に応じるだとか、そういうことでさまざま取締役会のほうにも提案をさせていただいたんですけれども、そういう――それがちょっと不可能になったということで、退店が相次いでしまったということと記憶しています。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 それでは今の御説明ですと、少なくとも野呂証人は取締役会においてこれらの事業を継続させるための提案を行って、取締役会ではそれらができないという内容で事業が継続できなくなったという証言でよろしいですか。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 事業が継続できなかったっていう表現はちょっと違うかもわかりませんが、私の中ではやっぱり、その結構タイトなスケジュールで出店者の方々に協力いただいていたので、そこを認知されて商売が盛り上がるまでちょっとこう応援してあげたかったんですけれども、それがちょっとかなわなかったということで今説明させていただきました。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 わかりました。

私からの質問は以上です。

○丸野達夫委員長 次に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 私からも同じくスイーツコーナーに関しまして、お尋ねをしてまいりたいと思います。

同じく、国と市の補助事業に係るスイーツコーナーについてでございませ

た。過日の調査過程で明らかになっていることと、工藤証人のその証言に矛盾点が多くて、その矛盾点を解明するために事実確認をしてまいりたいと思いますので、何とぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

先ほどは、地下のあおもり食街道に関しまして質問をしてまいりました。それは12月――平成24年の12月、平成24年12月のころでした。今回、平成24年7月、ちょっと前になるんですけれども、こちらもちよっと同じ補助事業ではあるものの、ちょっとテナントが違うものでやり方も、何ていうんでしょうか、前に行われていますので、そのちょっと事実確認をさせていただきたいと思います。

こちらのスイーツコーナーも、先ほど野呂証人にお見せいたしました内容におきますと、ビル会社が見積もりを3社に依頼したということになっておりますが、同じ質問で申しわけございません。先ほどは地下の食街道です。今回はスイーツコーナーでございます。こちらに関しての見積もり合わせについてお尋ねいたしますが、ビル会社が見積もり合わせの依頼を3社に行ったということでしょうか。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 そのように記憶しています。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 じゃあそれでは、先ほども同様、見積もり選定したのも同じく見積もりを提出していただいて選定したのも、同じやり方だったということでしょうか。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 はい。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

そうしますと、同じくこれを見積もりするに当たりまして、設計図というものがどうしても必要となります。それがエス・アイ・アール建築計画事務所さんに依頼をしていることになっておりますが、こちら野呂証人は、そのエス・アイ・アールさんの代表の方と打ち合わせをしたということになりますでしょうか。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 打ち合わせしたと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。今、打ち合わせをしたというお話をいただきました。

そうしますと、見積書を作成するに当たり、今回のこのスイーツコーナーはちょっと特殊でございまして、このスイーツコーナーに什器備品が納入さ

れております。その際に、見積もりも当然必要でございました。スイーツコーナーの前オーナー、スイーツコーナーの前オーナー、株式会社Kとちょっと言わせていただきます。株式会社Kの元代表者と出店に伴うためのこの什器備品について、福島証人とあと野呂証人が一緒に打ち合わせをしたということですが、それでちょっと間違えなかったでしょうか。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 什器について、補助の什器については、ちょっと私打ち合わせした記憶はないんですけれども、持ち込み什器だとかそういうものについての配置だとか、そういうことについては打ち合わせしたと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

そうしますと、株式会社Kさんの所有していた――結果的に最終的にはそのビル会社のその資産になりましたオープンヒロとかっていうのがあったんですが、じゃあ、その打ち合わせは野呂証人は行っていなかったという今お話しでしょうか。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 はい。補助対象の什器備品についての打ち合わせはしていません。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 じゃあ、そうしますとその什器備品の補助にかかわるものだけは、じゃあ福島証人のみというお話になりますでしょうか。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 補助対象の什器備品については、福島だけかという質問だと思うんですけれども、いや、福島に限らず、例えば企画営業部の中には何名かいましたので、その方たちとも打ち合わせしたかもわかりませんけれども、私自身その補助申請に当たり、どういった什器が必要でだとか、そういう――例えば焼くオープンが必要だとか、そういったことはその元の社長さんと打ち合わせしたってことはないと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 今、ないというお話でございましたので、ここもちょっと疑義が残りますが、私が聞いた話ともちょっと全く異なりますので、これも次の調査事項に持っていかがるを得ないような状況になったということですが、そうしますと、補助事業に係る什器備品に関しては、野呂証人は打ち合わせをしていない。そのほかについては、打ち合わせをしたということですが、野呂証人は、結果してこのスイーツコーナー、後に事業を引き継ぐこととなります。平成 25 年 7 月にその補助以外の什器備品、その株式会社Kの元代表者様から 15 万円で譲り受けているということは聞

違いないでしょうか。

○丸野達夫委員長 ちよつとごめん、私も意味が。

○中村美津緒委員 先ほどはその、今、什器備品、これ補助事業に係ることでございますので、今ここの部分をちよつと聞いているんですが、その大事な部分、ここの大事な部分だけちよつと打ち合わせをしていなかったということでございますのでじゃあ、それ以外の什器備品が何が入ったのかというのは御存じだと思ふんです。いかかでしょうか。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 先ほど議員お尋ねの件は、3名で――福島と私と株式会社Kの代表者さんとその補助に対する備品、そういう打ち合わせは、私は3者でしたことはありません。ただ、ビル会社のほうでは補助申請に当たり、こういう備品を買いますよと、こういうオープンを買いますよという見積もりが当然出てきます。その見積もりは多分、私じゃない担当がやったと思うんですけれども、それについての話は会社内では、社内ではしています。福島とはしています。Kさんはいないんですけれども。

今お尋ねのその……。何でしたっけ、持ち込み什器。持ち込み什器を買ったとか買わないとかっていう質問ですよ。それがわかるか、わからないかっていう質問ですか。

○丸野達夫委員長 ごめん。質問の趣旨が私もわかんないんですけどもさ。中村委員。

○中村美津緒委員 じゃあこれ、申しわけございません。次の質問にいたします。

いや、実は当事者から――株式会社Kの元代表者からは、当然にして野呂証人と打ち合わせをした。そして、もちろんリーシング担当でございますし、それに見積もりに必要な、工事にもどうしても必要な什器備品でございますので、沼田建設の元従業員でありました工藤信孝氏も立ち会いをしたというお話をいただいておりますので、そこがちよつと違うなと思ひまして、方向性をちよつと変えて質問をさせていただきました。

そうしますと、このスイーツコーナーに関しまして、その実績報告書に工事請負契約書、工事請負契約書が添付されております。今そちらに渡しているのをお見せしてもよろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 どういうのですか。あ、もうあるんですか。

〔中村美津緒委員、委員長に資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 はい。

〔中村美津緒委員、野呂周生証人に資料を手渡し、「こういった契約書、これが1枚というふうにあります。これについて質問いたします」と呼ぶ〕

〔野呂周生証人「はい」と呼び、当該資料を確認〕

〔丸野達夫委員長「関係ないべな」と呼ぶ〕

○中村美津緒委員 そちらの今お見せいたしました工事請負契約書でございますが、それはビル会社で作成したものかちょっとお尋ねをしてまいりたいと思います。それはビル会社が作成したものかお答えください。

○丸野達夫委員長 野呂証人、答えられますか。

○野呂周生証人 こちらの今開いているページで間違いないですか。

〔中村美津緒委員「先ほどこう見せた。ページ変わっちゃったかもしれませんが」と呼ぶ〕

○野呂周生証人 それだったら、いいも悪いも言えないんで。これ、ここだよね。

〔中村美津緒委員、野呂周生証人のもとへ行き、先ほど手渡した資料の該当ページを開き、「ページ変わっちゃいました。ごめんなさい。ちょっと押さえてもらっていいですか」と呼ぶ〕

〔野呂周生証人「はい」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 それと中村委員。それって言われても多分皆さんわからないので、何について今確認をしたのですか。

○中村美津緒委員 スイーツコーナーのビル会社と沼田建設が内装工事に係る工事請負契約書を締結した工事請負契約書でございます。そちらの工事請負契約書はビル会社が作成したものかどうか、お尋ねをしてまいりたいと思います。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 これは、ビル会社が作成しています。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。福島証人等との証言とちょっと違いましたので、その事実確認をちょっとさせていただいた次第でございました。

次に、先ほど山脇委員が事前着工をどうのこうのの今お話をいたしました。で、実際このスイーツコーナーが工事をされたのが、7月2日からということが明らかになっております。工事が入ったのが7月2日からになっております。そうしますと、実績報告書に書かれている数字はちょっと誤った数字には、日付にはなるんですけれども、これ野呂証人もこの7月2日から工事が入っていることは認識していたというふうなお話でよろしかったでしょうか。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 ちょっと今、7月2日かどうかというのはわかりません。

1日なのかもわからないし、3日なのかもわからないんですけれども。7月

2日だという記憶があるのであれば、そうなんだと思います。ちょっと私、現時点で何日っていうのはちょっとわかりません。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 申しわけございません。本当におっしゃるとおりだと思います。

実は、その契約書に7月25日から工事着工して7月28日引き渡し。要は、4日間で工事を全部終わらせて、4日目にはオープンという非常に考えられないような契約書になっております。実際に携わったその下請のカクヒロ船場さん等とのその工程表を見ましても7月2日からになっておりまして、7月2日から入っているのは間違いがありませんでした。ただ、その着工から鑑みましても、明らかに7月25日から始まったのではない、その前から始まってあったという認識でよろしかったでしょうか。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 事前着工はあったのかな。その工事——この内容に書いていない工事も多分やっていたような気がするので、そうだと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。じゃあ、こちらについては最後の質問になります。

先ほど、補助事業事務処理マニュアルというものがございます。野呂証人はみずからプレゼンにも行きました。そして、ビル会社側にその経済産業省補助事業事務処理マニュアルというものが福島証人もある、見た、それを見て、そのマニュアルに沿っていろいろ申請をしてきたというふうなことを証言して、後に野呂周生証人も同様、一緒にそれは認識してというお話をしておりましたが、先ほどはそういったものがちょっとわからないようなお話をしておりましたが、プレゼンにまで行った野呂証人がその経済産業省の補助事業事務処理マニュアル——その中身をちょっと知らないというのは、ちょっと私は考えられないんですが、一度も見たことがなかったんでしょうか。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 いや、何度かは見ていると思います、はい。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 何度か見ているという証言をいただきましたので、じゃあそれをちょっと認識したまま、覚えたまま、ちょっと次の質問に入りますので、このスイーツコーナーに関しては終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○丸野達夫委員長 次に、証言を求める事項、ヤマト運輸株式会社の出店経緯等について発言を許します。山脇智委員。

○**山脇智委員** それでは、ヤマト運輸株式会社の出店経緯等について質問をしていきたいと思えます。このヤマト運輸の新規出店についても取締役会で野呂証人のほうから説明がなされているんですが、その際にどのようにこの新規出店について説明をしたのか、覚えている範囲で証言を求めたいと思えます。

○**丸野達夫委員長** 野呂証人。

○**野呂周生証人** このヤマト運輸株式会社の出店の経緯は、Sという別な宅配業者さんが既存でもうアウガのほうには入居していたんですが……。

○**丸野達夫委員長** 固有名詞でも構わないですよ。

○**野呂周生証人** 大丈夫ですか。

○**丸野達夫委員長** はい。

○**野呂周生証人** 佐川急便さんがもうテナントとして入居のほうされていたんですけれども、市場の方とか、例えば4階にあった100均の会社だとか、さまざまそういうテナントの方から1社だけではなくて複数社、そういう運送業者が欲しいんだと。というのは、発送するだけではなくて受け取るという——アウガには膨大な荷物の量が来ていましたので、それで各メーカーさん、ヤマトさんのほうを使いたいんだという声もあったもんですから、ヤマトさんのほうで何とかアウガのほうに事務所を構えてもらえないかなということ現場の駅前の担当の方に言ったことが始まりだったと思えます。

○**丸野達夫委員長** 山脇委員。

○**山脇智委員** この件については、先日証人として来た木村証人——元アウガの常務の方もそのような説明をしていたわけなんですけれども、この取締役会の議事録を見ますと、かなり簡単な報告で、ヤマトの新規出店は賃料収入で187万円、営業保証金ではない品目で二、三百万円要請しているというふうに最初の報告に書かれています。その後、142回、143回、144回の議事録については、ちょっとこのヤマト運輸についての出店の経緯については話されていないので、ちょっと確認ができないんですけれども、先日、木村証人にも質問したんですが、この141回の議事録には先ほど名前が出た佐川急便に対して、このヤマト運輸が出店することに対して出資者でもあって株主でもあることから、憤慨されるかもしれないというような説明ですとか、謝罪の言葉が書いてある文書が送付されたということが資料として載ってるんですけれども、先日の木村証人はそういった資料について説明を受けた覚えはないというふうに言っているんですが、これはちゃんと取締役会で資料として配付された上で説明がなされたのかどうか証言を求めたいと思えます。

○**丸野達夫委員長** 野呂証人。

○**野呂周生証人** ちょっとその用紙、私手元にないのでちょっとわかりかねるんですけれども、株主であり、オープン当初からいたテナントさんですの

で、それでも理解をしていただいて、ヤマトさんの誘致を説明したっていう記憶はあります。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 私もちよっとその資料を持ち出せないの、手元にはないんですけども、作成者はたしか野呂証人になっているはず。その送付された文書については。また……。

〔野呂周生氏「送付されている……」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 そうだったかな、社長名で出したはず。

○山脇智委員 そのちよっと私、今もしかしたら誤認してしゃべっているかもしれないですけども、その書類が添付されていて、その中ではちよっと――済みません、社長名で送付されていました。その中身については、とても佐川急便さんが理解をした上で納得したというような内容では私はなかったように思ったので。また、あと木村証人がなぜかその書類については見ていないので、ここに持って来て見せろと言ったことも発言をなされたので、ちよっと資料として添付されていたにもかかわらず、なぜ当時の取締役がそのように発言したのか疑問に思ったので、質問を行いました。

私からの質問は以上です。

○丸野達夫委員長 先ほどの発言ですが、佐川急便さんへの謝罪文は代表取締役から佐川急便さんへ謝罪文が出されたということでもあります。当然、おわびしなければいけない事項だと私も思うので、出してしかるべきだと思います。

次に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 ヤマト運輸について質問させていただきます。

ヤマト運輸出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項に関しましては、これまでの過日の調査過程、そして沼田建設元従業員の工藤信孝氏の証言等々から、スプリンクラー工事はされていなかったということが明らかになっておりますので、1点だけちよっと矛盾点がありましたので、そこだけちよっと1つだけです。確認させていただきたいと思いません。

工藤証人の証言でございました。スプリンクラー工事は、まずされていなかったというふうなことがわかりました、明らかになりました。私も見積書を見ておりました。いろんなその電気温水器等々納入する予定のものがありました。そして、そういったものが現場には納入されていなかった。スプリンクラー工事もついていなかったというのを工藤証人にお尋ねしたところ、いやいやいやと、ヤマト側とそしてビル会社側といろんな工事が附属するものあって、それと相殺したんだというふうな言い方でございました。これはもう当然、ビル会社側のリーシング担当の野呂証人は、もう十分に打ち合

わせをして相殺をしたと思うんですけれども、そのところの認識をお答えください。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 いや、どういう認識——その工事をされてなかったということの認識と、あとその見積もりの中にはないんですけれども、例えば、段差とかこういうところをちょっと直してほしいんだとか、例えば、工事が始まってからヤマトさんのほうからはこういう仕様にしたいと、ビル会社も防災の例えば通路とかそういうところで、例えばこういうふうに工事をやりたいというふうに、途中で何件か変更はあったものだと記憶しています。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

そうしますとやはり工藤証人のとおり、下請で沼田建設様はカクヒロ船場様を使っておりました。下請で使っておりました。カクヒロ船場様の見積もりも私どもは見させていただきました。しかしながら、沼田建設からの見積もりはビル会社に出されたスプリンクラー工事と色々な本来納めるべきのものが納まっていない、その浮いたお金は今、野呂証人がおっしゃったとおり、いろんな後からきたそういう工事等に相殺したというお話と私認識するんですが、その認識でよろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 今、スプリンクラー工事が、例えば1カ所やらさっていないとか、そういった例えば金額、その金額の程度を例えば違う工事に回してくれとか、そういうふうな——何と言うんですかね、数字を見たりだとか、そういうことは行ったことはありませんけれども、さまざま後からこういうふうにしてほしいんだと、例えばねぶたの絵があるんですけれども、そこを例えば、もうこうしよう、こういうふうなサイズにしたいんだとか、そういうことはビル会社、私ちょっと立ち会ったか立ち会ってないかちょっと記憶には今ないんですけれども、そういった中で、船場さんだとか、例えば沼田建設だとかヤマトさんのほうで打ち合わせをして、工事は進めていったものだと記憶しています。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 私が確認したいところはそこのただ1つだけでございます。金額にして、カクヒロ船場様が出した金額と沼田建設様がビル会社に出したその御見積書の金額が倍くらいかけ離れているんですね。その半分の金額はどこに行ったんだというそこを聞いたかったんです。工藤証人は、いろんな附属の工事があったので相殺した。結果してリーシング担当であったビル会社側ヤマト側と打ち合わせしたというお話を工藤証人はしておりましたので、リーシング担当といったら野呂証人かなと思ひましてお尋ねをさせて

いただきました。

もう一度お尋ねいたします。その認識はありましたでしょうか。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 ありました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 そういった相殺のやりとりがあったという証言は野呂証人からもいただきましたので、貴重な証言でございました。

ヤマト運輸の出店に伴う工事におけるこの事項に関しまして私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○丸野達夫委員長 次に、証言を求める事項、地階飲食店りんご箱について発言を許します。山脇智委員。

○山脇智委員 それでは、地階飲食店りんご箱について証言を求めていきたいと思います。

この地階飲食店りんご箱については、145 回の取締役会でリーシング担当の野呂提案ということで、りんご箱について沼田建設との詳細な交渉を継続、契約締結に向けかつ早期オープンを目指すよう進めていかどうかということで取締役会に諮ったところ、全員異議なく満場一致で承認がして、この地階飲食店りんご箱の出店についての――が進められることが決まったんですが、この間、沼田建設等の交渉を任されていたと取締役会では説明があるんですけども、沼田建設とはどのように交渉していたのかについて証言を求めたいと思います。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 まず、地階飲食店りんご箱の出店に至るまでの交渉ということなんですけれども、こちらは当初沼田建設が出店する予定ではなく、交渉しております。まず――どっから話せばいいのかな――以前にりんご箱があったテナントさんが入居していたんですけれども、そこのテナントさんが賃料交渉をしてくまして、その内容が、家賃を半分にするとさらに4分の1だけを使用したいんだというような申し出があったもんですから、そうなる現状から考えて、それを1カ月以内に返事出してくれというような先方の申し入れがあったもんですから、それは現実不可能だということでゼロ回答のほうを会社のほうでさせていただいて、その間、ちょっと名称のほうはちょっと控えさせていただきたいと思うんですけれども、市内で飲食店を複数やっていた経営者の方から、退店するんだらうと。そこにちょっと私のほうで入居考えているんだけれどもというような相談のほうがありまして、そちらの方と当初このりんご箱という名目でやりたいんだということでずっと交渉をしておりました。で、このオープンに当たり、このりんご箱をやると申し出

たオーナーさんのほうが銀行融資、こちらのほうを交渉のほうをずっとしていまして、その間、会社では準備をするわけですし、で、大丈夫だというような中でずっと準備を進めていたんですけれども、急遽その融資がおりないんだということになりました。で、その間、その工事、このりんご箱をつくるに当たってその工事を進めるという中で協力していただいたのがまたこの沼田建設でありました。で、オープン予定の3週間かな、3週間ぐらいだったと記憶してるんですけれども、その時点でそのオーナーさんのほうから、実を言うともう融資がどこからもおりないというふうな説明をされました。当然としてビル会社のほうではA工事、B工事、C工事とさまざまな工事があるんですけれども、それをりんご箱を迎え入れるに当たってちょっと工事のほうを進めるとか、そういうタイムスケジュール的なものも全て完成されていた中で、このオーナーは融資がおりないだけでやる気はあると。で、誰かスポンサーみたいな形でやってくれる方がいないかということで、ビル会社のほうでも取締役会だとかリーシング会議やる中において、そういうオーナーさんを募れないものかということが課題となりましたので、その課題の中で沼田建設さんのほうが事業が直接できないけれどもそのオーナーさんがやりたいんだというのであれば協力してもいいというふうに名乗り出ていただいたもんですから、そういった形で有限会社沼田建設がビル会社として契約者になって、その営業とか――何というんですかね、業務についてはその融資がおりなかった先のオーナーの会社で請け負うことになったというふうなのが経緯です。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 今、経緯について御説明いただいて、そのりんご箱の前に入っていたテナントと、この方も陳述書を上げているんですが、その部分が食い違うのは当時のことですので、さまざまな物件があって違う部分もあるかとは思いますが、まず、この地階飲食店りんご箱の出店についてはこの取締役会にかなり野呂証人は詳細な資料をつくって提示をしまして、これ第145回の取締役会についてなんですけれども、「アウガB1りんご箱出店について」野呂周生作成2013年2月6日というものなんですけれども、この中で沼田建設への確認という項目がありまして、店舗改装の工事費は全てテナント負担、沼田建設負担でも可能か確認をします。それで沼田建設の回答は、正直店舗の改装工事費用はアウガに協力していただきたいので、限度額をお知らせいただきたいというふうに回答があったということで、最終的に取締役会での確認事項ということでこの資料には書かれているんですが、これには契約期間5年、60カ月にて賃料33万3333円を賃料に上乗せして返還をしていくということが確認事項として上がっているんですが、この145回が今提出されている最後の取締役会の資料になっていまして、この確認事

項についてはその後履行されたのかどうか、リーシングに携わっていたと思いますので、そのことについて証言を求めたいと思います。約束が守られたのかどうかという、この賃料に上乘せして返還するという。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 履行されていましたが、途中から多分条件交渉入って、履行されなくなったのかな。その分なのか、賃料を一緒にしていますので、33万円というものが会社の中でどういう取り扱いになっているかというのはちょっと今はお答えできないんですけども、履行はされていると思います。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 履行はされていたと思うということですよ。あともう1点確認をしたいんですけども、このりんご箱については取締役会で賃料についても前のテナントと同程度の金額を納めるという話し合いがなされて、その上で出店が決まったようなんですけども、その後賃料については大幅に減額がなされているんですが、その点についてはなぜこのような減額になったのかについて、御説明を、証言を求めたいと思います。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 まず、先ほども説明させていただいたんですけども、こちらを運営する会社が沼田建設ではなくて、運営している会社がありました。その私が取締役会で作っている、作成した資料というの、その運営会社の事業計画というものがまずもとになっております。で、そのもとになっている売上高なんですけれども、そちらが当初年間5億円という予算の中でやっていきたいんだと。で、深夜営業までやりたいんだと。で、以前のテナントよりも多く賃料を払いたいんだという要望もその運営会社のほうからありまして、実際にその事業計画はどのぐらいなんだと。で、その方、さまざま商売やっていますから、何名でこのぐらいでこの時間でやれば5億円はいくというのがまず基礎になっております。で、その中で、実際に営業をしてみたら5億円よりも大分乖離していたので、そこから賃料交渉が入ったということで認識しています。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 この取締役会によれば、このりんご箱の出店についてはやはり前テナントと同じ程度の賃料にしなければさまざまな問題が出てくるのではという話し合いもなされた上でされているにもかかわらず、途中で大幅に引き下げられたことや、また、上乘せして払うのが履行されたというふうに証言なされたんですけども、関係者からは途中から履行がされなくなっているのではないかという話も伺っています。今、取締役会の資料についても、今24年度分しかないもので、この点今後の、今25年度分など提出がなされる

ので、その点について精査した上で今の証言について確認していきたいと思います。

私からの質問は以上です。

○丸野達夫委員長 次に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 同じくりんご箱出店についてお尋ねしてまいりたいと思います。

先ほどの山脇委員の質問にちょっと確認でお尋ねいたします。

本来りんご箱を出店する予定だった方が銀行の融資が不履行だったということで、出店ぎりぎりになってやむを得ずというふうなお話でございましたが、3週間どうのこうのと今お話、その単語が出ました。オープンが4月でございました。その3週間前、着工から3週間前、具体的な、いつその不履行がわかったのかちょっと教えてください。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 私の記憶では工事着工の二、三週間ぐらい前だったと記憶しています。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ちなみに工事着工日って大体いつぐらいだったんでしょうね。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 ちょっと今資料がないので、そちらについては不正確なのでわかりません。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ちょっとここ大事なところでもございました。平成25年度の4月にオープンしております。それは年明けてからでしょうか。年明ける前でしょうか。

○丸野達夫委員長 もう一度。

○中村美津緒委員 その融資が不履行だとわかって慌てていろんな、結果して沼田建設さんにいろんなことをやってもらうことになったのは、年が明けてから、つまり平成25年度になってからでしょうか。それとも前でしょうか。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 済みません、ちょっとオープン日も今ちょっとわからないんですけども、4月だったような気がします、はい。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ちょっと私、取締役会議事録を見ておきますと、11月26日の取締役会議事録に某飲食店を早く入れないといけないというその議事録が出てきまして、そこに1500万円投資をする承諾を得たいというふうなものが議事録に出ているので、何でその11月の段階でわかっているのに、そのぎ

りぎりになってそういった話が出たのかなと今ちょっと疑問に思った感じでございました。

で、あとちょっと御指摘をさせていただきたいのが、その年間計画5億円という今お話をいたしました。で、取締役会議事録に2億4000万円というその数字が出てきたんです。売り上げ2億4000万円。で、私、その契約不履行、銀行の融資が不履行だったその当時営業する予定だった方に直接お電話をして尋ねましたところ、いやいやいや2億4000万円ってそんな計画立てていないと。自分はずっと3億円だったと。3億円の計画立てたと言ったんですよ。ここも5億円と3億円ちょっと全然かけ離れているなとちょっと思いまして、そこちょっと御指摘させていただきたいと思いました。

そうしますと、あれでしょうか、先ほど山脇委員もちょっと御質問いたしました取締役会議事録に毎月返済分を約束する工事費約2000万円、それ60回で支払うという、取締役会議事録でその約束事の文章でしょうか、それでまあ契約を進めるという決議をいたしました。これ、約2000万円の分割というのはあれでしょうか、お支払いはもう完済されたんでしょうか。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 ちょっと完済という表現はちょっと私わからないんですけれども、その33万円の分割というのはビル会社の資産になっている工事の部分だと思います。なので、完済するかしないかということではなくて、それは本来ビル会社が2000万円の工事は100%請け負わなければいけないような性格の工事でありますので、そこをビル会社のほうでは2000万円単純に支出したということなんであれば、今この、その当時は黒字を目指さなければいけないというような経営状態でありましたので、そこを沼田建設さんのほうにお願いをして、33万円何とかビル会社のほうに戻すような形でお願ひできないかということで、こちらからお願ひした話です。

で、完済したかしてないかというのは完済はしていないと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 非常に貴重な今証言をいただきました。ビル会社側から沼田建設にお願ひしたというお話で間違いはないですね。

○野呂周生証人 はい。

○中村美津緒委員 以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

○丸野達夫委員長 この際申し上げます。本委員会の運営要領では、尋問の時間はおおむね1時間となっておりますが、予定の質問が終了するまで尋問時間を延長したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは尋問の時間を延長いたします。

次に、証言を求める事項、アウガ1階水の遊歩道について発言を許します。
山脇智委員。

○山脇智委員 水の遊歩道工事については諸般の事情で質問を取り下げます。

○丸野達夫委員長 ただいま山脇委員より諸般の事情で質問を取り下げると
いうことですので、取り下げたいと思います。

次に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 私も同じく、このアウガ1階水の遊歩道工事に関しまし
ては、過日の調査過程、そして証人から、私に対して疑義がなくなりました
ので、私も取り下げをさせていただきたいと思います。お願いします。

○丸野達夫委員長 次に、証言を求める事項、アウガ1階1—8区画ガール
フレンドについて発言を許します。山脇智委員。

○山脇智委員 それでは、アウガ1階1—8区画ガールフレンドについて証
言を求めていきたいと思います。

野呂証人はこの直営店ガールフレンドの経営についてずっと携わってきて
おりまして、これまでの市の説明などですと、ガールフレンドの経営につい
て月95万円で青森駅前再開発ビル株式会社から委託されて、その95万円で
経営を行うようにということ言われていたということなんですが、この95
万円については具体的にどのようにこの運営に使われたのか御説明をお願い
したいと思います。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 済みません。95万円について、何の経費、どういう経費が
かかったかということで、数字は……。

〔山脇智委員「覚えている範囲で、わかる範囲で十分です」と呼ぶ〕

○野呂周生証人 まず人件費と、月に大体4回、多いと毎週展示会というも
のがあって、そこに旅費、交通費かかります。あと、インターネットのほうの
販売とかもありまして、そちらのほうに外注経費もありまして、そういう形
ですね、はい。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 この人件費についてなんですけれども、ちょっと市のほうの
説明でもよくわからなかったもので、大体何人ぐらい雇用していたのかとかと
いうのは御記憶にありますか。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 記憶では大体常時4名だったような気が——3名から4名
だったような気がします。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 それでは、この直営店のガールフレンドは、青森駅前再開発
ビル株式会社の経営改善のために出店がなされたものだと思うんですけれど

も、この経営がビル会社に対してどういう影響を与えたかについて、リーシング担当職員としてはどういう認識を持っていますか。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 まず、私、リーシング担当という形で先ほどから御説明求められているんですけども、私、ビル会社に入社して、まず課せられた仕事というのが、まず黒字にしろと。で、その当時、議会のほうでも多分議論になっていたと思うんですけども、空床スペースを埋めてくれと。これは株主の代表者でもあった市長さんとかそういう方々が直接会議にも参画してお話ししたこともあるんですけども、まず埋めろと。テナントを埋めてくれというようなことが私の業務の一番でした。

で、それに当たって、コンサルタント、過去に3回くらいビル会社のほうはコンサルタントに数千万円というお金をかけて実行してきたわけですけども、それも効果を得られないと。で、その中で、リーシングというのはただ入れるだけではなくて、今既存で入っているテナントさんのフォローもしなければいけない。で、まず空き区画をあいていけば、当然にしてその両隣とかそういうところのテナントさんは、出るというようなことも交渉として出てきます。

そういった中で、アウガのファッション感度を高めようと。あとはフロアリーシングをちゃんと明確にしていこうということで、めり張りのあるようなリーシングをやってほしいんだと。で、これは店長会という組織もありまして、さまざまどういったようなブランドが来ればいいのかという聞き取りのほうも営業部のほうでは毎月やっておりました。その中で、テナントさんとか市民の方々とか、そういったファッション感度の高い方々が必要とするブランドがこのガールフレンドに直接合ったブランドなんですけれども、ま、そういったところで、テナントリーシングをしておいても時間がないと。これはもう百貨店とかSC、どこでもやってることなんですけれども、テナントで埋まらない場合は直営ということで、利活用、あいているフロア利活用しようということで、当初から直営をするつもりではなくて、当初はそちらのテナントさん、テナントさんとして入れようと思ったんですけども、このブランド、ガールフレンドというものをコンセプトとしてつくっていただいた会社の方が、借金は31億円あると。負債が31億円あると。で、1年、半年後には2億円返さなきゃいけないんでしょと。そういった中で現金1億円もないんでしょと。そういう中で私は出店はできないと。そのかわり、協力するものとしてワンエリアワンオーナー制であるブランドをアウガにやるので、アウガでぜひ直営してみないかというような御提案がありましたことから、ガールフレンドのほうをやることになりました。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 それでは、ガールフレンドの経営について少しお聞きしていきたいんですけども、まず、ガールフレンドで販売する女性物のブランド品の仕入れなども行っていたと聞いていますが、具体的にはどのようにこのブランド品の仕入れを行っていたのか証言を求めたいと思います。

○丸野達夫委員長 それは仕入れ方法を聞いてるんですか。

〔山脇智委員「そうです」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 はい。野呂証人。

○野呂周生証人 こちらは、ガールフレンドというのは単体、ワンブランドのショップではないですので、いわゆるセレクトショップという形で、1つのお店に約 13 からそのぐらいのブランドが取り扱っておりました。その中で、ワンシーズン、春夏秋冬という形で展示会があるんですけども、そういった中で絵型だとか、例えば従業員スタッフを連れてその展示会の会場に行って、商品が、メーカーさんのお勧めだとか、例えば芸能人の方がこういうのを今着けていきましたよというような、さまざまな形で仕入れのほうは行っていました。

あと、仕入れ方法ということなんですけれども、このセレクトショップのブランドの特有としましては、先ほどもワンエリアワンオーナー制と、青森市に1つこのブランドを置いたら、ほかの一一要するに五所川原、弘前もそうなんですけれども、そういったところでは取り扱いはしないのが通例であります、こういうセレクトの世界は。で、その中では当然にして、ミニマムという条件が発生します。1つのブランドにつき、多いと 300 万円は仕入れてくれと、ワンシーズン 300 万円仕入れてくれ。あとは、ワンシーズン 200 万円仕入れてくれと。その複数あるブランドの中にもミニマムという条件がありますので、その条件に達さない場合は取引は中止ですと向こうから申し入れられますもんですから、そういったものも考慮しながら仕入れをしていたということです。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 私もこのちょっとブランドの仕入れについては詳しくないんですけども、今の御説明ですと、展示会などに行って、そのブランドの会社とさまざま交渉をした過程において、そういうブランド品の仕入れを行って、いろんな 13、14 のブランドを店頭において販売をしていたという認識でよろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 はい。その認識で間違いありません。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 わかりました。

この仕入れの方法についてもちょっと私が聞いている話と違う部分がある

ので、それは後ほど確認をして、今この場所ではなくて百条委員会で確認をしていきたいと思うんですが、また、ガールフレンドの……。

○丸野達夫委員長 ここ 100 条だべ。

○山脇智委員 じゃ、今、直接ちょっと 1 点お聞きしたいんですけども、具体的に交渉を行ったブランドの名前というのは何社か出せるものですか。

○丸野達夫委員長 ちょっとそこは。はい。

○野呂周生証人 固有名詞ということはないんですけども、逆に言うと、交渉を進めないブランドというものはありません。全て交渉を進めます。しております。13 ブランド全部ですね。それでいいですか。

○丸野達夫委員長 はい。

○山脇智委員 わかりました。全てのブランドと交渉をして仕入れをしたとわかりました。

それでは次に、ガールフレンドの在庫管理についてなんですけれども、この在庫管理についても野呂証人は携わっていたと思うんですが、どのように在庫の管理を行っていましたか、具体的に。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 まず、ガールフレンドの在庫の管理についてなんですけれども、ガールフレンドというものも、最初は運営会社が私の知り合いの方に運営をしていただいていたんですけども、その当時は、私は在庫の立ち会いだけ行っておりました。当社のほうで請け負うようになってからは、私も単品管理という、一つ一つビル会社のほうにナンバーをつけて出せというようなことでしたので、そちら手伝ったりとかはしました。あとは、売変と言って、要するに 100%で見ているもの、70%で見なきゃいけないもの、要するにそういう売変計画もつくらなければいけなかったもので、当時はただの在庫管理ではなくて、在庫を幾らにするんですかという、そういう計画までつくっていたので、そちらは私もやっておりました。

○丸野達夫委員長 それはあれですよ、流行とちょっとかけ離れてきたから少し安くして売らなきゃいけない等の事情で安くするということですか。

○野呂周生証人 そうですね、はい。

○丸野達夫委員長 わかりました。山脇委員。

○山脇智委員 それでは、この在庫についてなんですけれども、急激に在庫がふえた年度がありまして、平成 24 年度には 500 万円以上の在庫が一気にふえているわけなんですけれども、そしてそのままこの在庫の状態がずっと余り変わらずにきて、平成 27 年度にまたぐっとこの金額が減少しているということが B S M の資料でも指摘がなされているんですけども、この在庫の平成 24 年度の増加と 27 年度の減少については、こういった理由なのか御説明できますか。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 まず在庫の金額のその増減なんですけれども、例えば売上高が7000万円年間見込みますということであれば、シーズンごとに、春は——例えば春とか夏とかというのはアウター、いわゆる単価の張る商品がないものですから、構成比としては大体秋・冬というものが、7000万円だとすれば4500万円、そのうちの2500万円というものが春・夏の在庫になっていくと思うんです。まあそれが当たり前といえれば当たり前の世界なんですけれども。そういった中で、それはビル会社が求める売り上げによって、その在庫というものは変わります。というのは、在庫がないと売り場に商品がないということですから、これ、アウガのほかのテナントであれば、これは直営で出しているテナントというものは、要するに委託、売れてから仕入れが発生する場合もあります。ただ、ガールフレンドというのは先ほども言いましたけれども、ミニマムがあつての直営ですから、その在庫が500万円というものが高いという認識、いっぱいあるという認識ではなくて、本来はもっとなければいけなかったんですけれども、その程度しか仕入れることがビル会社としてできなかったということです。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 それでは、このガールフレンドは平成27年の3月に閉店するということがもう2月で決定がなされたわけなんですけど、この2月以降の在庫の仕入れですとか管理については、どのように行っていたのか、仕入れなどはしていたのか、その後在庫はどのように処分をしていったのか、それについて御説明をお願いしたいと思います。

○丸野達夫委員長 在庫の仕入れって意味わかりますか。

〔山脇智委員「あ、商品の仕入れです」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 商品の仕入れ、はい。野呂証人。

○野呂周生証人 ガールフレンド直営をビル会社でやめてからという話ですか。

○丸野達夫委員長 いや、やめるのが2月になって、その後の在庫はどういうふうな、仕入れとか……。

〔山脇智委員「仕入れとか管理はどのように」と呼ぶ〕

○野呂周生証人 やめるわけですから、もちろん仕入れは発生しません。で、もちろんその在庫というものは、アウガのほうで直営店をやらないというふうな決定をしたのが——やめたのが実際に2月なだけであつて、その3カ月前には、12月かな、12月か11月の段階では、各メーカーさんにアウガでは今後継続しませんというようなオペレーションをしていますので、で、新たにその在庫の処分というものは、ガールフレンドのブランドをやりたいんだというような商業ビルがあつたので、そちらの商業ビルに安く買ってもらっ

たりとか、あとはアウガの従業員の方々にセールやったりとかして処分をしたような記憶があります。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 ただいまの証言ですと、2月にもう閉店することを決めた段階で、当然仕入れなんかはしていないという証言だったと思うんですけども、ガールフレンドはインターネット販売もしているので、ホームページがあるんですけども、その中で2015年の3月26日、その2月の閉店が決まった後に新作商品が入荷したので御紹介いたしますということでホームページが更新されて、多くの商品が新作として入荷されたというふうに説明がなされているんですが、今の証言と矛盾するのではないかと思うんですが、その認識をお願いします。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 全く矛盾はしていません。というのは、先ほども言いましたけれども、通常、今この時期12月ですと、もう春・夏の展示会が始まります。そこで、要するに今各メーカーも受注生産というもので在庫のリスクを消したいという意図がありますので、日本全国47都道府県の取り扱いのセレクトショップさんに、約大体3カ月から、早ければ4カ月、5カ月前にもう受注というのはしています。なので、2月に閉めるという判断をしたのはビル会社が判断したんであって、その前にもう10月、11月という段階では、もう春・夏の商品をもう仕入れてしまっているんです。で、その仕入れてしまっている商品が入荷されるものが2月、3月なんですね。なので、魚屋さんとか、そういうところとはちょっとわけ違って特殊なんですけれども、アパレル業界というのは、大体セレクトショップは大体4カ月、5カ月前に仕入れはするという認識をいただければと思います。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 わかりました。

それでは最後に御質問するんですけども、この直営店の経営についてはこの直営店が、ガールフレンドが経営された直後から、経営診断会社の資料ではこの直営店の不良在庫が大きなリスクになっているというふうに指摘がなされて、なおかつ、売り上げが大幅に足りないと、経営に悪影響を与えているという経営分析がなされていたんですけども、当時のリーシング担当職員、またこの直営店の経営者としてそういった認識はあったのかどうかについて、最後見解を求めたいと思います。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 まず、その直営店が原因で――まあ確かに直営というのはリスクを抱える手法でありますので、ただ、当初ビル会社に私がいたころは、直営店が1店舗だっという認識は全くございませんでした。場合によっては、

直営店をふやしていったって、もう一回やっぱりそのフロアを整理したいと。というのはリーシングの障害になっているのが何なのかというと、単純に空きフロアなんですね。空床があって、会社の体力がないと。そういう中で、株主の方々からは埋めろと言われるものですから、その中で唯一見出せるものは何かと言うと、これはもう、結果論でそのリスクになったというだけであって、私は全然そういう認識はないです。

○山脇智委員 わかりました。以上で質問は終わります。

○丸野達夫委員長 次に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 ガールフレンドの質問でございますが、先ほども山脇副委員長のほうから出店に至る経緯、そして業務委託費が95万円、当初60万円の委託費を前オーナーに払っていったのが95万円になった根拠、そしていろいろな在庫の件、仕入れの件、お話を、質問してくれました。そういった中で、ちょっと私の質問とかぶったのもありますし、ちょっとさらに疑義が深まったということございまして、今回このアウガのそのガールフレンドの件に関しましてのその質問は、今回ちょっと取り下げます。

○丸野達夫委員長 あっ、そう。

次に、証言を求める事項、青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書について発言を許します。山脇智委員。

○山脇智委員 それでは、青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書について証言を求めていきたいと思うんですが、まず初めに、先日の木村証人もお話をしたんですけれども、先ほど野呂証人も認めたんですが、こういった「食」街道めぐり事業は必ず取締役会での決定がなされているというふうに御説明があったんですけれども、平成24年度の実績報告書の議事録を全て提出していただいたんですが、この報告のみでこの事業の決定がなされた形跡、話し合いがなされていないんですけれども、そうであれば議事録に載っていないということは取締役会で諮られていないというふうに私は思うんですが、その矛盾についてはどのように認識しているのか御説明を求めたいと思います。

○丸野達夫委員長 議事録を見ていない（発言する者あり）答えられますか。野呂証人。

○野呂周生証人 まず、取締役会の意思決定ということでお尋ねだと思うんですが、まず、アウガというのは、市も入って、株主も入って、月1回ですか、たしか業績会議というものを開いております。で、1週間に1回、取締役を入れて、営業部の会議もやっています。で、月に1回、取締役ミーティングと。取締役会の前に緊急でやらなければいけなくなったときにやる取締役ミーティングというものもありました。そういった中で、これ市のほうのスタッフだとか、そういう方々もさまざま御協力いただいてやった事業です

ので、取締役のその認識というか、意思決定のプロセスというのは、取締役会でやっているような気がします。で、それが議事録にないというのであれば、それは取締役会でないところでもやったのかなというふうな認識です。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 木村証人も役員ミーティングでやったのではないかという話をしたんですけれども、でも当然ながら最高の最終的な決定機関である取締役会に諮られないということは普通あり得ないということで、木村証人もそのように言っていました。また今、月次業績評価会議のお話をされたんですけれども、BSMの資料にも記載がされているんですけれども、ほとんど社長ですとか、市から派遣されている副社長などが欠席している状態なので、少なくともこの会議で諮られたとしても、取締役会の認識にはなり得ないということはお話ししておきたいと思います。

あと、先ほどもう1点、この実績報告書について、添付されている工事請負契約書について、先ほど野呂証人は、ビル会社のほうでこの工事請負契約書を作成したと証言をしたんですけれども、福島証人は建設会社のほうで作成をしたと言っていたので、これはちょっと認識が違うんですが、なぜそのような認識の違いが出るのかについて、ちょっとおわかりであれば、同じ職員なのでちょっと見解を求めたいと思うのですが。

○丸野達夫委員長 答えれますか。野呂証人。

○野呂周生証人 いや、ちょっと、この様式がたしかこれビル会社の様式だったような気がしたので、そうやって答えているんですけれども。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 この添付された工事請負契約書というのは、当然原本があって、原本は沼田建設が保管をしているということで（「どっちだ」と呼ぶ者あり）原本は今、百条委員会で保管しています、沼田建設から提出をしていたいでですね。で、この工事請負契約書にはその写しが添付されているということになりますよね。その認識でよろしいですよ。

○丸野達夫委員長 聞いてどうするんですか。持っているのは私たちだよ。

〔山脇智委員「持っているのはそうですけれども、自分たちでつくったのか」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 実績報告書に添付したのはコピーなのかどうかを確認したいんですね。

〔山脇智委員「そうですね」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 ああ、そう。野呂証人。

○野呂周生証人 私の記憶では、原本というのは甲乙両方で持っていますので、それがコピーなのかコピーじゃないのかというのは、この国に提出するというものはあくまでコピーですけれども、原本というのは両方で持ってい

るものだと認識しています。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 ただこの両者が持っているものについては日付が一致していなければならないはずで、それでなぜか沼田建設が保有しているものは、契約日がこの実績報告書に添付されているものと違う、契約日が6月27日になっていて、そちらは7月25日、工事の期間も7月2日から7月28日になっているのが、そちらは7月25日から7月28日ということで、必ずこの数字は一致しなければならないはずなのに、この添付されている工事請負契約書と沼田建設が保管している工事請負契約書が違うというのは、やはり原因が今——全く福島証人についてはそういった書類を見た覚えはないというふうな発言をしているんですけれども、沼田建設はちゃんとその7月、この6月27日の契約日の書類を提出したというふうに説明をして、食い違いが生じているわけなんですけれども、当時、この工事実績報告書は野呂証人も手伝ってつくったというふうに福島証人が答えていたので、もしなぜこういう工事請負契約書の日付の違いが出てくるのか、もし認識というか、説明ができる範囲でわかることがあれば、お示しをいただきたいと思うんですが。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 まずもって、工事請負契約書、これはちょっと私、福島とかがつくったのかなというふうな、ちょっとこれは疑問ですね。契約書類というのは、多分、部長とか、そういう方々が本来、たたき台は我々もつくるんですけれども、この収入印紙というのを張る業務というのは、判こを持っている方しかできません。これは多分、事務的ミスなのか——私もこれ何か甲と甲なので、ちょっとこういう、私今ここにあるのはですね——なのでそういう事務的ミスで例えば日付が違うとか、訂正したとか、そういうのはちょっとあるのかなというふうな認識はありますけれども、私がつくったとか、福島がつくったとか、そういう類いのものではないというふうに記憶はしています。あくまで沼田建設さんがつくるといってもちょっと考えられないかなという。こういった形のたたき台、こういうのでどうですかという話は当然にしてあるんですけれども、最終的にはビル会社のほうで印紙を張って契約はするものだと思います。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 わかりました。

私からの質問は以上です。

○丸野達夫委員長 次に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 最後の項目になりました。今までの調査、そして野呂証人のいただいた証言から、ある程度わかってきたものもございます。しかしながら、ちょっと矛盾点も生まれましたが、今いろいろとこう絞られまして、

あと5つになりましたので、もうちょっとおつき合ください。

青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する事項でございました。国等でございますので、国と市も入りますので、よろしく願いいたします。

まず初め、平成24年3月21日、先ほども御質問いたしました経済産業省へ、国の戦略補助事業のプレゼンに行ったという話をお聞きしました。福島証人も野呂証人と一緒に行ったというお話でございましたが、市の職員も行ったというふうなお話を伺っているんですが、それは行かれましたでしょうか。市の職員も行かれましたでしょうか。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 私は市の職員の方とは一緒に行っていませんが、現地の経済産業省の中には青森市から出向されている方とかいまして、こういった書類なんかも、我々不得意、どちらかといえば全然得意じゃないほうなので、そういうものを手伝っていただいた方がたしか同席していたような気はします。あとは現地の方がいたと思います、青森市から出向されていた方がいたと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

そうしますと、じゃ、行ったのはビル会社の2人で、今のこの青森市の職員は行かなかったという結論でよろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 一緒には行っていませんけれども、青森市の方が行ったか行ってないかというのは、ちょっと青森市の方にお尋ねしていただければいいですね。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。そのようにいたします。

平成25年2月8日に行われた取締役会のことでもございました。これ野呂証人も参加しておりました。その中に、事後報告といたしまして、この補助事業の進捗状況、まあ報告、あとそして説明をしておりました。当時その野呂証人の役職はリーシング担当ということでございまして、先ほど取締役会にどうして参加していたんだというのは理由は聞きました。しかしながら、そのリーシング担当としての担当、役を超えて、いろいろ経営にかかわるお話も野呂証人はしていたんですが、そういった発言を許されたというのがちょっと私はとても不思議でございました。どういった立場でそういった経営に関して発言を許されたのか、お答えください。

○丸野達夫委員長 例えば、どういう場面でそれは見られたんですか——答えられるんですか、野呂証人。

○野呂周生証人 どういった立場でというのは契約職員のまま、そのままです。ただ、取締役会の中でも、一字一句、何といたしますか、議事録をつくっていたかつくっていないかというのは私ちょっとわからないんですけども、私リーシング担当だったんですけども、要するに、管理コストの見直しだとか、例えば再生計画の予算案だとか、そういうものもやってくれというふうなことがありましたので、リーシングにかかわらず、そういうところはやっていた。で、その都度、このままであれば目標は達成できないとかいうことで、取締役に助言はしたと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 今その管理コストも任されたというふうなお話でしたが、どなたの指示で任されたんでしょうか。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 管理コストといってもさまざまあります。管理組合のコストを見直すことによって、3分の1ビル会社のほうが管理コストを下げれるということもありますし、そういった中で、ほぼほぼ常務さんとか、あとは副社長だった加賀谷さんだとか、そういう方から直接お願いされたこともあります。社長からはなかなかないです。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

先ほど、工事請負契約書、それは私たちの作成できる、印紙も張って代表印も押さなければいけない、私たちのできる範囲ではないというふうなお話でしたが、やはり向こうも同じく、沼田建設も代表印が押されています。同じ内容のテナントなんですけれども、着工日だとか契約日が違う工事請負契約書が2通存在しているんですが、そうしますと、沼田建設とのその窓口で、工事請負契約書に社長印を押してくださいといったお願いをしたビル会社の担当者というのは、主にどなたが担当していたんでしょうか。

○丸野達夫委員長 沼田建設との交渉の相手は誰かということなんでしょ。野呂証人。理解できますか。

○野呂周生証人 もう一回ちょっと聞かせてください。済みません。

○中村美津緒委員 工事請負契約書、沼田建設側も社長の代表印を押さなければいけません。そういったふうに工事請負契約書ができましたので、押印をお願いするという、交渉というんでしょうか、そうお伺いを立てる窓口となっている方は、ビル会社のどなたがやっていたんでしょうか。

○丸野達夫委員長 野呂証人。

○野呂周生証人 基本的にこの工事請負契約書だとか、例えば出店契約書類の判こというのは、常務か管理部長だった方とか、その2名しかさわる機会というのはないものですから、ただ、契約書できましたよという連絡とかは、

事務、経理の人だったり、営業部だったりすると思います。

いいですか。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 以上のことから、私の全部質問を終わります。

きょうの野呂証人の証言でわかったことのちょっと確認でございました。今までとちょっと矛盾点、違うことと、そして明らかになったことをまずお話しさせていただきますが、野呂証人が入社した経緯、お聞きいたしました。父であるその社長からちょっと手伝えと言われたこと、それで入社したというふうにお聞きいたしました。そこがまずちょっと、今までの証言とまず異なっていたということですね、過日の調査過程において。そして、食街道、スイーツコーナーの補助事業でございました。ビル会社の見積もりから業者決定に至るまでの経緯、これもちょっといろんな証言と矛盾点があるということ、そしてこの工事請負契約書を作成するに当たり、部長クラス以上の方が印鑑を持っているので、その方が作成をして、沼田建設のほうに押印をしてもらう、こういった手続は部長クラス以上の方がやっていたというふうなことがまず明らかになったということ、そしてヤマト運輸におきましては、スプリンクラー工事、そういった電気温水器、いろんな工事がありました、見積書にはあったけれども実際はやらなかった。やらなかったけれども、いろいろな相殺分があったということは、野呂証人もまず認めたということが明らかになった。ただそして……。

○丸野達夫委員長 中村委員に申し上げますが、「質問しろ、質問」と呼ぶ者あり）尋問は終了いたしましたか。

○中村美津緒委員 ごめんなさい。じゃあ最後に、「質問をしろ質問」と呼ぶ者あり）確認でした、申しわけございません。

りんご箱の出店経緯について、ビル会社から沼田建設にお願いをしてお伺いを立てたということでもございましたが、私もあの取締役会議事録から、沼田建設から、沼田建設からぜひお願いをしたい。沼田建設として応援したい。開店初期費用等を……。

○丸野達夫委員長 中村委員。ただいまは青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書について発言を許可しております。地階りんご箱についてはもう既に証言を求める事項は終わっておりますので、それ以外でお願いいたします。

○中村美津緒委員 わかりました。大変申しわけございませんでした。ちょっと確認をしたかったことでもございましたが、大変申しわけございませんでした。皆様に深くおわびを申し上げます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○丸野達夫委員長 以上で野呂周生証人に対する尋問は終了いたしました。

野呂周生証人には長時間にわたりまことに御協力ありがとうございました。御退席していただいて結構でございます。

〔野呂周生証人「これこのままでいいですか。これ中村さんから」と呼ぶ〕

〔丸野達夫委員長「野呂証人が持ってきたのは、持って帰ってもいいですよ」と呼ぶ〕

〔野呂周生証人「どうもありがとうございました」と呼び、退室〕

〔丸野達夫委員長「御苦労さまでした」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 以上で、元青森駅前再開発ビル株式会社契約職員野呂周生氏の証人尋問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。本委員会の再開時刻は、午後4時からいたします。

午後2時58分休憩

午後3時59分再開

○丸野達夫委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

時間前ですが、証人尋問を続行いたします。

本委員会に委任されておりますアウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項、平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び「アウガ1階水の遊歩道工事①」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階1—8区画ガールフレンド」の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項、青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する事項及びアウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査についての調査の件を議題とし、調査を進めます。

本日、本件について、去る11月28日に引き続き、元青森駅前再開発ビル株式会社常務取締役木村勝治氏の証人尋問を行います。

それでは、証人の入室を求めます。

〔木村勝治証人入室〕

○丸野達夫委員長 どうぞ御着席ください。報道関係の皆さんは規制線にお戻りください。

〔木村勝治証人着席〕

〔報道関係者、証人を撮影後、規制線内に戻る〕

○丸野達夫委員長 木村勝治証人におかれましては、去る 11 月 28 日に引き続き、お忙しいところ御出席くださいますありがとうございます。本委員会の調査のために、御協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第 100 条の規定があり、またこれに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4 親等内の血族、3 親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき、もしくは、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈禱もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合。以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6 カ月以下の禁錮または 10 万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4 親等内の血族、3 親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3 カ月以上 5 年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことを御承知になっておいていただきたいと思っております。

それでは、法律の定めることによりまして、証人に宣誓を求めます。

全員御起立願います。

〔出席者一同起立〕

○丸野達夫委員長 宣誓書の朗読を願います。

○木村勝治証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成 29 年 12 月 4 日、木村勝治です。

○丸野達夫委員長 それでは、宣誓書に署名捺印を願います。

〔木村勝治証人、宣誓書に署名捺印〕

○丸野達夫委員長 御着席を願います。

〔出席者一同着席〕

○丸野達夫委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また、御発言の際は、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから質問をしているときは着席のままで結構ですが、お答えの際は起立して発言を願います。

委員各位に申し上げます。

本日は、アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項、平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び「アウガ1階水の遊歩道工事①」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階1—8区画ガールフレンド」の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項、青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する事項及びアウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査に関する重要な問題について、証人より証言を求めるものでありますことから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。

また、委員の発言につきましては、証人の人権に留意されますよう要望いたします。

これより、木村勝治証人から証言を求めます。発言の申し出がありますので、順次、これを許します。

なお、尋問は証言を求める事項ごとに行います。

また、証人に資料等を提示して質問をする場合は、その都度、委員長の許可を得て行うようお願いいたします。

初めに、証言を求める事項、青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書について発言を許します。山脇智委員。

○山脇智委員 日本共産党の山脇智です。先日に引き続き、お忙しい中の出席ありがとうございます。

それでは、青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書について、簡単に数点質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、これまでこの工事請負契約書など、この事業書に添付されている書類について、さきにビル会社の職員の野呂証人、福島証人などから、工事請負契約書などの重要な書類については、上長——まあ、次長ですとか常務ですとか、上の人が作成に携わらないとつukれないという証言があった

んですけれども、この実績報告書の作成について、木村証人はどのようにかわったのか、例えば作成に関与した書類などもあるのかどうか、もし記憶にある範囲で証言を求めたいと思います。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 お金が絡むことについては、全て役員会を通してやっております。で、その上程書なるものは誰がつくるのかということでございますけれども、いろんな議案ありまして、それ、各いろんな方々から意見を集めて、社内ミーティングなり役員ミーティングでお話し合いをして、これは上程すべきだという事項については、書面を作成する最後は私だったと思います。

以上でよろしいのでしょうか。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 書面を作成する最後は木村証人だったということで、それでは1点だけ少し確認をしたいんですけれども、この「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書の一番最初には、肉筆で文書——文書というか、事業の名称が記載され、交付決定額や精算額が記載されているんですけれども、これが誰が記載したものであるか、ちょっと木村証人に確認を求めたいので、少し見せてもよろしいでしょうか。

[山脇智委員、委員長に資料提示の許可を申し出]

○丸野達夫委員長 どのことですか。

ああ、はい、どうぞ。

[山脇智委員、木村勝治証人に資料を手渡し、「この日付ですとか、この部分が実際に記入されている部分なんですけれども、これらが誰が記載したのか、もし覚えていれば」と呼ぶ]

[木村勝治証人、当該資料を確認]

○木村勝治証人 これは私が記載したというか、書いた文章ではないです。ただし、それを見せられて、あ、いいねという承認はしたかもしれない。誰が書いたかは、今の段階では記憶してございません。

○山脇智委員 わかりました。

私の質問は以上で終わります。

○丸野達夫委員長 次に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 新政無所属の会、中村美津緒でございます。先日に引き続きお忙しい中、当アウガ問題調査特別委員会に御協力いただきまして、まことにありがとうございます。

実績報告書について、私も数点になります。ちょっとお尋ねしてまいりたいと思います。先日とそしてきょう、前の木村証人の部下でございました福島証人、そして野呂周生証人に来ていただきまして、証言をいただきました。

そこで、同じ会社内だったんですけれども、ちょっとこの実績報告書の中身に記載されているところで、意見がちょっと、証言が食い違ったところがございまして、木村証人の証言でちょっと確かめていきたいと思っております。またこちらを見せたいのですが。

〔中村美津緒委員、委員長に資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 実績報告書のことでしょう。何を見せるか委員にも言わないとわからないので。

いいよ、お見せして構いません。今、実績報告書を見せたいということです。

〔中村美津緒委員、木村勝治証人に資料を手渡し、「今、情報公開したので大事な部分は黒塗りになっているということでございました。じゃ、これについてちょっとお尋ねします」と呼ぶ〕

〔木村勝治証人、当該資料を確認〕

○中村美津緒委員 ただいま実績報告書に添付されております工事請負契約書を木村証人に見ていただいておりますが、その工事請負契約書ですが、それはどなたが作成したのか、お答えください。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 これを書いた人が誰かということになれば、ちょっと定かではありません。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。

ビル会社の誰かというまでは、ちょっとわかりかねるということでしたが、それは、沼田建設様の代表者の押印もされております。もちろんビル会社の社長の押印もされております。その書類はビル会社側で作成されたものでよろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 これもどちらから出たかはちょっと定かじゃありません。今の段階では、私、記憶にありません。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。

じゃあそれでは、先ほどそちらの実績報告書、ある程度一応中身を精査して確認したというお話でございましたが、当時はじゃあ、一連の――まあ、最初から最後までは全部目を通したという認識でよろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 はい、一応目は通したと思っております。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

そうしますと、今見せたのが実績報告書に書かれているスイーツコーナーという工事請負契約書を見ていただきました。そうしますと、沼田建設が工事請負契約を交わし締結したのは明らかになっておりますが、元常務取締役といたしまして、沼田建設に対しましては補助事業であるということは、沼田建設に伝えておりましたでしょうか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 私からは伝えただろうかはちょっと定かではありません。記憶もはっきり申し上げられません。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 それでは、ビル会社のどなたかは、沼田建設に対してこれは補助事業であるということを伝えただろうかという認識はございますか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 それはなければ多分出ないと思います。ですから多分伝えてあると思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

沼田建設の元従業員の工藤信孝氏もこちらに来て証言をいただいたんですが、ビル会社の窓口になっていたという方がいらしたと証言をいただきました。木村証人は、沼田建設との交渉役の窓口になっていた方はどなたか御存じでしょうか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 多分、野呂周生さんじゃないかなというふうには思っています。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

それは工事に関する部分を沼田建設さんとの交渉役でよろしかったでしょうか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 いや、補助事業であるということを伝えて見積もりをとっていると思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。今の質問で実績報告書については終わります。

ありがとうございました。

○丸野達夫委員長 次に、証言を求める事項、株式会社BSMモニタリング資料について発言を許します。山脇智委員。

○山脇智委員 初めに、BSMモニタリング資料についてのうちの最初の項

目、「株式会社B S Mモニタリング資料におけるインタビューでの野呂代表取締役社長就任までの経緯について」という項目で通告していたんですけれども、大分前のことなので、もしかしたら記憶がちょっと間違っているのかなというふうにも思うんですけれども、さきの丸野委員長の主尋問において、自分が社長に就任の依頼をされた際に、小枝専務を社長に適任ではないかということで推薦をした覚えがあるというような御発言があったかと思うんですけれども、ただB S Mモニタリング資料のほうでは、ちょっとそのまま読ませていただきますと、当初は私が社長の要請を受けた。難しいと答え、「代わりに、社長となる方の推薦を依頼され、その際に『ビル会社の経営課題は、地権者との調整なので、むしろ地権者に社長を依頼されては』との発案を行ったところ、野呂社長へ就任要請がなされたのではないかと理解している」ということで、野呂社長が就任した一番最初の、平成23年6月30日のB S Mグループから出された経営診断書には記載がされているんですけれども、こちらのほうで間違いがないかどうか、まあ、当時の記憶をちょっと思い出していただいて答えていただければと思うんですが。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 B S Mのモニタリングのいろんな市に提出されている書類は、私は一度も見たことはありませんけれども、私が前回のお話しさせていただいたときは、加賀谷副市長さんに呼ばれまして、小枝さんと私を役員に推薦したいんだと言ったときに、一番最初、私にと来たんですよ。ところが、いや、先輩だし第三セクターについては小枝さんのほうがよっぽど知っているということもあったので、私はその席で、加賀谷さんに私じゃなくて小枝さんを社長にしたらいかがですかとおっしゃったんです。ところが今度、小枝さんがそれも辞退したわけですよ。それで誰も社長になる人がいないので、どなたがいいですかということが多分B S Mから相談されたときに、B S Mにはアウガビル会社設立以来、ずっと役員をやっていた野呂社長、一番詳しく内情を知っているはずですから、しかも地下にすごいいろんな問題があったんですよ。そういう課題を全部知っているはずですから、野呂さんか地権者でよく御存じの方を社長にしたらいかがですかということを申し上げたわけです。したら、あとで加賀谷さんも、あ、それいいねとかって言ってましたよ。

以上ですが。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 先ほど小枝専務と言ったのは加賀谷副市長、当時の取締役にお話をしたということで、恐らくこのB S Mグループに話したのは、これ取締役へのインタビューということで最後のほうに載ってしまっていて、当時B S Mが取締役社長と専務と木村証人——常務の方にインタビューをして、こ

ういうふうに載せていたということで、そういうことで、木村証人の発案で地権者が社長になったというふうな流れだったと思うんですけれども、この地権者が社長になったことについて、木村証人は、会社にとってこの地権者が社長になったことはいい影響だったか悪い影響だったか、どういう認識を持っているかについて、少し見解を示していただきたいと思いますが。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 今、野呂社長のことばかり出ましたけれども、実はもう一人米谷さんという方が地権者の中で、両方の組合なんですよ、地下の。2大組合です。したがって、野呂さんだけをどうのこうのという話ではないと私は思っていますし、それと、今までの取締役社長はほとんど非常勤、ほとんど会社に顔出さない。そういうのが10年間も続いたわけです。ところが、野呂社長になってからは、毎日顔を出しました、会社に。一日中いるわけじゃないんですけれども。それで必ず私とか、ほかの職員とかほかの役員さんとかとお話し合いをして、問題があったら即座に解決していこうと、そういう姿勢もありましたし、そのことについては私はすばらしい社長だったと今でもそう思っております。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 木村証人の認識はわかりました。

次に、B S Mモニタリング資料について、取締役会で、B S Mモニタリング会社にビル会社としても依頼をしたほうがいいんじゃないかという話が、取締役会でなされていたことがあるんですけれども、私はこれ、市が依頼をしてこういう資料があるのであれば、市にお願いをしてこの資料を見せてもらって、ビル会社でも共有するといったこともできたんじゃないかと思うんですが、そういうことにならなかったのはなぜなのか、少し見解を示していただきたいと思うんですが。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 ちょっと質問の意味が、ちょっと理解しがたいところもありましたけれども、要は、B S Mの聞き取り調査した資料を市に出しましたよねと。その資料をこっちでももらえたのではないかという質問でしたでしょうか。

○山脇智委員 そうです。会社としても依頼したらどうかという話し合いがなされていたので、既にあるものなので、市からもビル会社からもということじゃなくて、市にもう既に報告書があるので、それを市とビル会社で共有できなかったのかという御質問です。

○木村勝治証人 私どもがB S Mに依頼したものじゃありません。依頼者じゃありません。依頼したのは市です。したがって、市に提出する書類を私どもが見る権利はないです。見せてくれと言ったら見せてくれたかもしれま

せん。しかし、それはあくまでも市との契約の中で行われていることであって、私は一度もその書類、どういう書面で、報告になっているのか一度たりとも見たことございません。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 わかりました。

当時、取締役には当然市からも派遣がなされていたので、このBSMの資料については、経営診断が本当に細かく分析されていて、大変参考になる資料でしたので、また、黒字化された当初も、診断の内容では業績は悪化しているということが書かれていますので、ぜひ共有をした上で、会社の立て直しなどがなされればよかったなという認識で質問したんですけども、今の証言で、そういった全く共有がなされていなかったということがわかったので、私の質問はこれで終わります。

○丸野達夫委員長 次に、証言を求める事項、取締役会について発言を許します。山脇智委員。

○山脇智委員 それでは、取締役会について、取締役会資料「青森駅前再開発ビル株式会社の経営検証について【アウガオープンからの10年間】【計画と実績の年間比較】」から御質問していきたいと思います。

これは、取締役会に付されていた資料でして、たしか第145回の平成24年度に行われた取締役会に付されていた資料なんですけれども、これそのまま打ったものを手元に用意してあるので、誰が作成したのか、また見た記憶はあるかどうか確認のため見せてもよろしいでしょうか。

〔山脇智委員、委員長に資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 これはオリジナルではないけれども、山脇委員が打ったと。

〔山脇智委員「そうです」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 どうぞ。

〔山脇智委員、木村勝治証人に資料を手渡す〕

〔木村勝治証人、当該資料を確認〕

○丸野達夫委員長 他の百貨店との比較がなされている資料だということですよ。あれ、違いますか。

〔山脇委員「10年間の検証ということで、その以前の経営という……」と呼ぶ〕

○木村勝治証人 ちょっとわかりませんが、これは取締役会に出された資料ですか。

○山脇智委員 第145回の取締役会の添付資料に入っていたものです。

○丸野達夫委員長 恐らく字体等は違うんでしょ。

○山脇智委員 そのまま持ち出すことができないので、そのままパソコンに

打ち込んだものですので、ちょっともしかすると文体は当然違います、当時のものとは。なので、中身が同じかどうか。あと誰がつくったものなのかというのが、もしお示しできるのであれば。

○木村勝治証人 恐らくこういう類いの文章であれば、私以外こういう資料を出す人はいないんだろうと思います。で、これは、私が過去 10 何年間やってきた資料を倉庫のあちこちから全部集めてきて、私なりに分析をして書いたのではないかと思います。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 私も、恐らくこれは木村証人が作成された資料なんではないかなというふうに思いまして、当時の、過去 10 年の経営の分析がなされ、また問題点などが指摘をされています。そういった中で、先日、中村委員が少し触れたんですけれども、テナント側で行うべき多額な工事を会社側で負担していたとあっていう指摘が、今、百条委員会の調査の中で、木村証人が常務だったころも、実際には一部の工事で行われていたということが指摘がなされているわけなんですけど、その中でこういう資料などもつくって、木村証人は平成 24 年度黒字化を達成したということを掲げ、今の取締役よりも、もっと過去の人たちに問題があるのではないかとといった指摘もなされていたんですけれども、この平成 24 年度、なぜ黒字化をできたのかについて、もし認識があれば——認識というか、御説明できるのであれば見解を求めたいと思います。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 当時は私が調べた限りでは、初年度で 2 億円ぐらい赤字出したのかな。で、平均すると、約 6000 万円ぐらいずっと赤字でした。私が就任したときにまずやらなきゃいけないなと思ったのは、経費の見直しです。それで、可能な限り、たとえ 1 円なりとも、10 円なりとも経費を削減するというふうに取り組みまして、さらに家賃の低減を行いました。結果——ちょっと記憶間違っていたらごめんなさいね、6000 万円ぐらいの経費の削減を図ったという記憶がございます。

したがって、初年度は決算月を市の会計年度に合わせるために 3 月末で締めることにしまして、13 カ月の決算したんですよ。それでちょっと膨らみましたが、それでも計画よりは 1000 万円ぐらい少なかったような記憶であります。で、次年度——2 年目ですけれども、たしか九十何万円かな、黒字になったと思いますが、それは、いわゆる経費削減した部分と、どうやったら収入図れるかと。これに邁進したと。したがって、水の遊歩道のところであるとか、入り口のファサードであるとか、いわゆる店内の遊休スペース、使われていないスペース、これをいかに活用するかということで、そこからどうやって収益上げようかというものをそれぞれ行いましたし、バスカード

の販売とかいろいろな収益を得るための事業を行いました。

結果、催事は水の遊歩道も含めての話ですけれども、約 700 万円ぐらい上がったのかな。次年度は、1300 万円ぐらいやろうよねという計画をつくる段階で更迭をされたということでございまして、その後については、どういう経営をなされたのかはよくわかりませんし、それと、直営店に投資をしたというお話を再三されていますけれども、これは過去 10 年間に何回もやってますよね。その中の代表的なのは、テナントがなかなか入らないために、中三さんより 4 ショップだか導入した。このときは、多分全部自前だったと思いますよ。しかもその契約先が、ある方の焦げつきの業者だといううわさも聞いています。幾ら調べても資料が出てこないからこれはわかりませんが、そういうことが頻繁に行われていたのではないかという疑念は私も抱きました。

以上です。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 確かに今、木村証人が言われたとおり、平成 24 年はわずかですが黒字化をしています。そしてその一番の原因は、この賃料が 7000 円から 4000 円に引き下げられた——これが一番地権者に支払う賃料がですね——これが一番大きな理由であることはわかるんですけれども……。

[木村勝治氏「それ、5000 円から 4000 円じゃないですか」と呼ぶ]

○山脇智委員 あ、5000 円から 4000 円ですね。そうですね。

ただ、20 期は 5 月末まで 5000 円で、六、七月が——平成 23 年ですね——7000 円で、8 月以降 4000 円なので、前年度の 8 月からはもう既に 4000 円でやっていて、そのまま第 21 期・平成 24 年度は 4000 円でやっていて、この分が黒字化に寄与した部分が大きいという部分。あと、先ほどあった経費節減などの話もあるかとは思いますが、それ以外にちょっといささか不可解なことがこの黒字化のために行われたのではないかというふうに私は思っております。まず、固定資産の減価償却内訳明細書、これ決算書につけられていたものなんですけれども、これまでのほとんどのテナントは、この減価償却が 10 年で設定がされているんですけれども、新たに行った工事、りんご箱ですとかリアンですとか……。りんご箱ですとか、ガールフレンドですとか、まあ当時に出店されたものは全て減価償却が 39 年という、ほかよりも約 4 倍長い、鉄筋コンクリートの建物と同じ減価償却率で行われているわけなんです。なぜこれまでと同じように 10 年ではなくて 39 年にしたのかについて、もし説明できるのであれば証言を求めたいと思うんですが。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 私いたときにびっくりしたのは、私らの経験では、例えばここつくとするとね、ここに資産台帳がありまして、壁が何ぼ床が何ぼっ

て、それが普通ですよ。ところが私行ったときにびっくりしたのは、個々のパーツの減価償却の金額を記載されたものはありませんでした。なぜかって聞きましたら、全部建物一括になっているんですよ。で、私、公認会計士のところに行って、いろいろ相談させていただきました。そしたら、過去の事例からしても、建物と全部一体——インフラもみんなですよ。水道管からガスパイプから電気設備から全部一体になっている、建物一本になっているんですよ。こんなばかな話ってあるかと。私は大変疑問に思いました。ましてや、図面が何にもないんですよ。インフラの図面、電気図面から配線図面から。あり得ないと思うんです、私だったら。当然それをもとにして、そこを除却すれば除却損出す、これが普通でしょ。それが一切ない、10年間。

で、どうしたものかと。これは柳谷会計事務所のほうに相談をさせていただいて、そして建物一括でいいのではないかというふうな御意見を頂戴して、そうしたと私は記憶しています。私の一存とか、私らの役員が一存でやったことではございません。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 公認会計士にも相談をしているということだったんですけども、他の店舗が10年であれば、この39年の鉄筋コンクリートのもので減価償却する場合は、もう完全に張りついていて、もう建物と一体化しているテナントとかであれば39年でいいけれども、もし他のテナントと同じ工事であればやはり10年で出すべきだろうと。で、公認会計士がいいって言っているのは、ま、全く税務署に申告する場合であればその39年でやっても多く当然税務署としては税金を黒字——減価償却率が下がるということは赤字分が抑えられるということなので、そうであれば税務署とかは全く文句は言わないと。で、公認会計士もそれでやってもらえるのであればいいと言っているんですけども、やはりそうやって黒字化することにはやはり問題が企業上はあるというふうに——私、先日中村委員と税理士の方に相談をしたんですけども、この資料を見てこの会計処理の仕方、減価償却率の設定の仕方には問題があるのではないかという指摘をその税理士の方はしていました。

またあと、今回わずかで黒字化した平成24年度なんですけれども、この時期に決算書に急に直営店——先ほど木村証人がさまざま直営店出されていたということなんです、このガールフレンドが恐らく初めてビル会社も在庫が管理している直営店だと思うんですよ。この在庫が500万円ほど計上されて、それも資産として計上されている。こういった部分が黒字化にも大きな影響を与えているということで、税理士の方がこれは粉飾決算に当たるといような発言もされていたわけなんですけれども、この黒字化については確かに賃料の部分や経費節減もあると思うんですけども、多少このような強引な手法で黒字化がなされたのではないかというふうに思うんですが、その辺に

ついて木村証人はこういった認識を持っていますでしょうか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 どこの税理士さんがおっしゃっているのか私、定かではありませんけれども、粉飾決算というのはどういうことですか。

○山脇智委員 それは、本来であればこの企業会計については赤字である分には税金を払わなくても、ま、少ない税金で済むわけなんですけれども、これを無理やり黒字化をして申請をしているのではないかというふうに指摘がなされて、これはこの減価償却の部分ですとかが粉飾決算に当たるというふうに、その税理士の方からは――当たるのではないかというふうに言われたということなんですけれども、それについて木村証人はどういう認識を持っているかという質問です。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 何をもって意図的な数字、操作したのかよくわかりませんが、少なくとも月2回は若山会計事務所の方がいらして全て帳簿なり何なり相談させていただきましたし、決算報告につきましては決算書式、いろんな計算書式ありますけれども、全て柳谷会計事務所さんのほうに赴いて、帳簿も見せて承認を得て、これだったらいいと。これは会計士さんの義務ですから、大会社に所属するね。公認会計士さんの事務所ですから。その御指示以外のことをした覚えはございません。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 私が言っているのは、公認会計士さんに相談してそれが認められたからいいと言っているんですけれども、それは税務上金額を納める税務署からすれば多く税金を取れる。で、公認会計士さんからすれば、それで申請をすれば当然ながら指摘はなされない。そういうのであれば、ビル会社からそう依頼されればそのまま通るわけなんですけれども、実際は赤字なのに黒字として決算が最終的になされたのではないかということに関しては、恐らくこのビル会社がもしここで赤字であれば債務超過、ま、減損会計をしなければならないということになって、債務超過になるおそれもありました。もしこれが債務超過になっていけば、この時点で減損会計、会社の整理も早く進んだかもしれない。そしてこうやって延命がなされたといってもいいんではないかと思うんですが、この延命がなされた後の期間によって、さまざまな不正が行われた今の事業が問題になっている。ま、そういった面から考えると、私はこの黒字化については、営業努力とか経費の節減ではなくて、それ以外にもさまざまな手法が行われたのではないかということを描いて、私の質問は終わります。

〔木村勝治証人「委員長、よろしいでしょうか」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 それは意見を言うということですか。

○木村勝治証人 私の――何というのか、今いろんな操作をしたのじゃないかと言っていますから、それに対してのお答えです。

○丸野達夫委員長 証人の意見を述べることは当委員会ではできません。証人が質問することもできないので、そのことについては大変申しわけございませんが仕方がないと思います。

ただ、山脇委員がここで意見を述べたことについては、本来それは山脇委員が捉えている意見ですので、そのこともできないことになっていますから、双方御了承の上で質疑を続けていただきたいと思います。どちらもできない発言ですので。

次に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 木村証人におかれましては、最後の項目になりました。

で、これまで調査事項で大分私の質問もなくなりましたので、今まで証人に来ていただいた方の、ちょっとこの証言が食い違っているところがありましたので、その確認と質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

まず初めは、取締役会について、代表印の管理なんですけれども、代表印。代表取締役印の管理についてからちょっとお聞きしてまいりたいと思いますのでよろしくお願いたします。

まずまた資料をちょっとごらんになっていただきたいんですが、これは平成23年3月1日付の業務委託契約書でございます。木村証人が就任しているときの業務委託契約書でございます。

〔木村勝治氏「23年3月ですか。私、就任してませんよ」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 24年からでなかったか。24年からだべ。

○中村美津緒委員 申しわけございませんでした。じゃ、これはなしで願いたします。

○丸野達夫委員長 あれです。就任してないんですよ。木村証人は平成23年5月27日に就任したと登記簿ではなっております。はい。

○中村美津緒委員 2カ月ばかりちょっと勘違いをしておりました。申しわけございませんでした。

じゃ、今この話は3月なのでなくなりまして、先ほどの実績報告書の件でございますが、こちらの先ほど見ていただいた工事請負契約書、こちらにも代表印が押してありました。先ほど黒くなっているのでもっとわからなかったと思うんですけども、こちらの代表印の取り扱いなんですけれども、日常主にどなたが――木村証人が就任いたしまして、代表印の管理はどなたが行っていたのかお答えください。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 私が就任したときに文書管理規程、印章管理規程、何にも

なかったんです。それから稟議規程もなかった。私がつくったんですよ。で、印章管理は私でなくて総務部長やっていた方に、鍵つきの金庫ですから鍵を預ける。そして必要な書類には彼に言って、あけてくれと言って鍵をいただいて、そして書面を事前に社長のところ持って行って、了解を得てから押していました。

以上です。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

そうしますと、木村証人もその代表取締役印を押したことがあるときはあったのでしょうか。

〔木村勝治証人「ありますよ。社長の了解を得たらね」と呼ぶ〕

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

続きまして、先ほど山脇副委員長の質問の中で、木村証人が過去10年のいろんな資料を引っ張り出して、過去どんなことが行われていたのかという、そういう検証もみずからした、そして議事録に添付されていたような10年間の検証というものが私も木村証人が、あの文書をつくれるのは木村証人しかいないというふうに私も考えておりました。

そこで、平成24年の11月26日の取締役会議事録の中で、日本政策投資銀行が監査したという、検証した重要なその書類のことを、木村証人は議事録の中で――ま、それが記載されているんですね。

これも私、過去の青森市議会の議事録を見ましたけれども、唯一平成20年、大矢現議長が唯一1人だけがこの件について質問していたんです。で、私もなかなかその契約、3カ年計画書がなかなか手に入らなかったんですけども、ちょっとこれで木村証人が当時このアウガ改善3カ年計画書を、これを日本政策投資銀行が監査した内容なのかちょっとごらんになっていただきたいので、よろしく願いいたします。

〔中村美津緒委員「これ、独自に入手した、会社が作成した計画書です」と呼び、委員長から証人への資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 木村さんは政策投資銀行が監査したと知っているのですか。

○中村美津緒委員 監査したこと知っております。

○丸野達夫委員長 どうぞ。

〔中村美津緒委員、証人へ資料を手渡す〕

〔木村証人、当該資料を確認〕

○木村勝治証人 お答えしますが、これだけじゃないですよ。5カ年計画の計画書もあれば、いろんな書類ありましたよ。で、その中で、政策投資銀行につきましては、開店2年目に政策投資銀行が会社に対して意見を申し述べた、

記載されたものが私見つけまして、それをファイリングしています。そのときには既に家賃が高すぎるという指摘をしてあるんですよ。で、その後役員が変わるたびにこういうものが出てくるんです。3カ年計画だ、5カ年計画だ。一度たりとも実行されたことないですよ、この中身を。私の記憶では。何のためにやっていたんでしょうと、私はそういう懸念を抱きました。

以上です。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

いや、実は今まさにその証言が欲しかったんですけれども、平成15年のその段階で、オープンして2年後ですか。地権者への地代が高いというふうに日本政策投資銀行ですか――が指摘をいたしまして、早急にすべきだというものがそこに書かれていたということで、木村証人も実際取締役会でそれを説明していたということがわかって、本当にすごく検証していたんだというふうには私は正直、もしこれがもうちょっと早く実行さえしていれば、アウガはちょっと変わっていたんじゃないかなというふうに考えておまして、で、次の質問なんですけれども、木村証人はいろいろと何とか経営を改善しようというふうに心がけていたのは、十分に取締役会議事録を見て伝わるものがあつたんですけれども、ただそれが、平成23年の7月――23年ですね。平成23年の7月なんですけれども、4名の方がビル会社に入社をいたします。で、取締役会議事録にでも人員を削減しなければいけないというふうには木村証人もおっしゃっておりますし、先ほど来何度も出てきました株式会社BSMの中にも、職員の給与が本当に生活保障最低限度の給与じゃないとちょっと厳しいというような、厳しい書き方もしている中で、ビル会社側が人材を、求人を出していないのも明らかになっているんですが、そのとき平成23年7月に何で4名ものスタッフが入ることになったのか。ま、1人かきょうの証言で、無報酬だということがわかりましたけれども、ほかの3名は給与が出ていたことが明らかになっているんですが、なぜ入社する必要があつたのか。ちょっとこれ、お尋ねしたいと思います。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 新しく採用したことばかり申しておるようなんですけれども、退社された方がいらっしゃいますよね、三、四名ね。実際ふえたのは1名ぐらいしかいないと思うんです。で、やめられた方の当然穴埋めしなきゃいけないよね。販売促進をつかさどるとか。私が行って一番問題にしたのは、空床スペースの解消ですよ。毎月のように出ていくんですから、テナントさんが。これは歯どめをかけなきゃいけない。ならばそういう部門をつくらなきゃいけない。で、これも私単独で決めた記憶はありませんで、当時の佐々木経済部長であるとか、横内信満さんでしたっけ。であるとか、毎日のよう

に会社に来ていただいております、アクションプランをつくる时候にも全部説明をして、こうこうこういう人材が必要だからどうかと。で、そのときも市側からはなるべくふやさないでくれという提案も受けたけれども、どうしてもこうこうこれの人数は必要なのだということを説明させていただいて、人件費的には1名分もふえていないと思いますよ。それは経営するための支出として、資本として必要なことなんです、人材というのは。よって採用したということでございます。

以上ですが。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。

そうですね。入ったことばかりちょっとあの——見ていなかったもので、当時いたスタッフがやめてその4人が入ったということはちょっと私の調査不足でございましたので、ただ平成23年第3回定例会では、今、名前出ました佐々木淳一経済部長が取締役会にも報告しております、ま、4名選定してビル会社に入社していただいた経緯がちょっと書いてあったもので、今、質問させていただきました。

で、今まで異質的な、無報酬の契約嘱託職員の方が1名——きょうも来ていただきました野呂周生証人でございますが、ま、後の取締役会議事録にも出てくるんですが、いろんなその異質な方が入ってくるたびに就業規則ですかを変えなければいけないということで、変えているのも添付されていたんですが、手前ども、まだ平成23年度の実取締役会議事録がまだ手に入っていないもので、確認できていないのでお尋ねいたしますが、野呂周生証人が契約嘱託職員になった平成23年の7月には、そういった就業規則等の変更はあったのでしょうか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 就業規則の変更までしたかどうかはちょっと記憶にございません。

以上です。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。ありがとうございます。

続きまして、これまでの調査と福島証人、そして野呂周生証人のちょっとまた食い違いがありますので、ちょっと上司でありました木村証人にちょっとお聞きいたします。

りんご箱の出店の経緯……。

〔木村勝治証人「ちよっともう1回」と呼ぶ〕

○中村美津緒委員 りんご箱出店の経緯。これも取締役会議事録に何度も出てきますので、それについてお尋ねいたしますが、りんご箱出店の経緯につ

きまして、結果してビル会社側が 2000 万円出しました。これも明らかになりました。で、沼田建設がそれを 60 回で支払っていきますよというのも取締役会議事録に記載されておりますので、これも明らかになっております。

ただちょっと矛盾点があったのが、今までのこの経緯が、ビル会社側から沼田建設にお願いをしたのか、沼田建設から応援したいのでビル会社何とか支援していただけないかというのが、ちょっと全然食い違っているんですね。そこをちょっと木村証人の、ま、取締役会議事録にも記載されていたんですが、お尋ねいたします。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 前回も申し上げましたけれども、当初の契約者は沼田建設でも何でもなかったんですよ。本町で営業しておった三味線ライブやってた……。

○丸野達夫委員長 名前は言わないでください。

○木村勝治氏 ええ。お店の方です。で、その方が自分でお金出してもいいからやらせてくれと。こういう話が当初あったわけですよ。

それで、私ども当初からそこに手前どものお金を出すという予定はなかったんですよ。それでそのN氏が、銀行に融資を諮っていた、何とかしてと。ところがおりなかったんですよ、一銭も。で、そうは言っていられないわけですよ。空床にしておくわけにもいかないし、大事な収入源ですから。じゃ、わかりましたと。じゃ、家賃に反映してもいいかということで私どもで出資をして、その分、前——沼田さんの前ですよ。の契約者ともそういうお話をさせていただいて始まったわけですけども、実際その方が3カ月か4カ月かで倒産されましたよね。で、事業ができなくなっちゃったんですよ。それで、先ほど言ったように融資がおりないから、お金がないからということで沼田さんをお願いをして、沼田さんに見積もり出していただいて、そして私どもで資金援助をして、あそこのお店をつくったというのが経緯だと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 そうしますと、今の木村証人の認識ですと、最初にビル会社側と業務委託を交わしたのは、青森で飲食店を経営していたN氏とその業務委託契約を交わしたという認識でしょうか。

〔木村勝治証人「そうです」と呼ぶ〕

○中村美津緒委員 （発言する者あり）今、まあ取締役会についてのことでございますので、りんご箱というか取締役会……（「りんご箱終わってんだぞ」と呼ぶ者あり）だめですか。

○丸野達夫委員長 私も取締役会議事録を見ていますのでわかるんですが、その取締役会の議事録では、2000 万円のその工事費を 60 回に分割して、33

万 3000 円でしたっけ。で、払っていくということは議論されている。そのことについて聞くのであれば可能だと思いますけれども、そのことについて…

○**中村美津緒委員** はい。申しわけございません。そのことについて聞いております。

それで、ちょっと木村証人のちょっと認識をもう 1 回確認したいんですけども、実はビル会社と業務委託契約を交わしたのは沼田建設でございました。で、その下に N 氏がおりまして、もともと最初から、3 月 5 日の業務委託契約書にはビル会社と沼田建設の業務委託契約書でございました。

それで、2000 万円の負担のお話になるんですけども、60 回で分割で支払うということが取締役会で諮られたということが書かれておりました。なので、それは間違いないですよ。

○**丸野達夫委員長** 木村証人。

○**木村勝治証人** その N 氏と直接したかどうか、今のお話聞いて、ああ、それちょっと違ったのかなという気していますけれども、いずれにしても N 氏が三、四カ月営業に携わってやっていたことは事実です。

それと、あと何でしたっけ。取締役会の。それだけでいいんですっけ、答えは。

[中村美津緒委員「結構です。はい」と呼ぶ]

○**丸野達夫委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** ありがとうございます。

そうですね。またちょっともとに戻っちゃうとちょっと御注意を受けますので、りんご箱の件に関してはこれで終わります。

○**丸野達夫委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** 先ほどの山脇委員の取締役会の中で、先ほど減価償却のお話が出ました。で、本来であればガールフレンド、ヤマト運輸、そしてもちろんりんご箱、今まで平成 24 年度に工事したのを減価償却するのに、ま、長くて 15 年っていうふうなのを、ちょっと私もちょっと税務署のほうに行って聞いてきたんですけども、軀体であれば最長で 39 年は考えられるけれども、ま、そこには先ほど言いました電気設備だとか水道工事もろもろ、棚、そして什器備品等々も含めて 39 年になっていたんですね。で、木村証人が先ほどおっしゃった、本来であれば分けるべきだと、細かく。でもそれが木村証人の代で全てが 39 年になっていたというのを、取締役会の議事録にも損金にはならないと、ま、資産で計算して、長いスパンで見るので経費が圧縮されるというふうなお話をしていたので、私もそういった——ちょっとこう言い方は不適切かもしれませんが、経費を抑えて何とか黒字にするための策をとったのかなというふうなことを私も考えていたんですが、その件について

もう一度御指摘ください。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 意図的に黒字にしようとか、そういう意識を持って経営したことはございません。結果的に黒字になりましたけれども、そこに数字の改ざんであるとか、会計法上の記入の仕方であるとか、こういういわゆる違法的な、意図的に黒字にするような操作をした記憶は一切ございませんし、それよりも何よりも驚いたのは、あのビル自体が全部一括ですよ、減価償却。御存じでしたでしょうか。ここだけが35年というわけじゃないんですよ。私、びっくりしたんですよ。資産台帳ないんですよ。普通だったら個別にみんなありますよ。電気工事代、どこどこ幾ら、みんな幾らって、みんな資産台帳があって、その台帳によって法的減価償却年数ってあるんですよ。機械であれば何年、木造のこういった造作で何年って、みんな法的に決まっているじゃないですか、減価償却する年度というのが。本来であれば、過去の十何年間、そうあるべきだと私は思いましたよ。ところが全部建物一体ですよ、全部。インフラから何から全部。こんなことあっていいのかなと。私は疑問に思いましたよ。それで、その減価償却するにつきましても、私がとか社長とか役員が意図的にこういうことをしたっていうのは断じて一切ございませんので。これは全部会計士との相談の上、しかも次年度でしたかな、会計士からは減損会計しなさいと。そういう兆候があるじゃないですかと。ましてや現預金が、流動資金が1億3000万円ぐらいしかないんですから——あ、1億6000万円ぐらいだったかな。で、預かり金が1億3000万円なんですよ。あつという間に債務超過になっちゃう。そういう指摘は何回も来ましたよ。で、私も加賀谷さんも一緒に会計事務所に行って、いろいろ相談させてもらいましたよ。もし、あのまま黙ってやっていたらとっくに潰れていたんですよ。たまたま——たまたまと言えちゃちょっとあれなのかな。黒字がなったがために、実際免れたんですよ。だけど、それを意図的に黒字にしたという覚えはありません。断じてありません。

以上です。

○丸野達夫委員長 中村委員に申し上げますけれども、減価償却率が仮に10年から39年になったとしても、それは違法ではありませんので。経費削減における手段としては私は認められると思うので、そこに違法性があるような発言だとちょっとそこは問題あると思いますし、もちろん数字の改ざんがあったらだめですけどもそうではないので、減価償却率が延びることで経費削減したことに關しては、そこを木村証人を責めるのはいかがなものかと思えますので、そこは注意してください。中村委員。

○中村美津緒委員 はい。ま、企業会計上、本来のありのままの姿なのかなとちょっと疑問に思っただけでございました。今、木村証人のお話を聞いて、

受け入れる状況でございました。

これで全ての私の質問を終わります。本当に二度にわたり来ていただきまして、まことにありがとうございました。感謝申し上げます。

○丸野達夫委員長 以上で、木村勝治証人に対する尋問は終了いたしました。

木村勝治証人には、2日間にわたり長時間まことにありがとうございました。御退席いただいて結構でございます。

〔木村勝治証人退席〕

○丸野達夫委員長 以上で、元青森駅前再開発ビル株式会社常務取締役木村勝治氏の証人尋問を終わります。

案件の2、その他でございます。この際、皆様から御意見等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 事務局から何かありますか。

〔「ございません」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 次回のアウガ問題調査特別委員会の開催は、12月13日水曜日午前10時からとなります。

予定案件は、証人喚問の議決でございます。

以上をもって、本日の案件は全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

本委員会は、今後とも所期の目的を達成するため、さらに閉会中の継続審査にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

以上をもって、本日の委員会を終了いたします。御苦労さまでした。

(会 議 終 了)